

【 2023 年 5 月号 (第 17 号) 】

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

CHINA BUSINESS MONTHLY

中国の 2023 年 1～3 月期の成長率が 4.5%と公表されましたが、本号では足元の中国経済動向をお届け致します。続いて双循環戦略において最重要とされる内需拡大政策について最近の中国の政策動向を分析します。

その他、2023 年 3 月末に出された半導体製造装置の輸出管理規制に関する意見募集とその影響についてと、独禁法改正に関わる外資系企業のコンプライアンスへの影響についてご紹介致します。

この月刊「チャイナビジネスマンスリー」シリーズでは、引き続き中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いトピックスをみずほがキュレーター役となってお届けして参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

【CONTENTS】（電子版では各記事名をクリックして頂きますと当該記事が表示されます。）

1. チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス……………P1
2. 足元の中国経済動向……………P2
3. 中長期内需拡大策の強化と将来展望……………P7
4. 日本の半導体装置輸出管理に関する最新動向……………P16
5. 中国「独占禁止法」改正による外資系企業のコンプライアンス管理への影響……P26

発行日：2023 年 5 月 8 日

2023 年 5 月

< チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス >

MIZUHO

中国営業推進部

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は今後注目したいトピックス ・紫字は直近 1 か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境） サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等） サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法 マクロ経済 ・共同富裕 ・不動産問題 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・半導体 ・法治化 ・人口・高齢化 ・医療・ヘルスケア ・教育（学習塾等） ・RCEP/CPTPP ・人民元国際化 ・インバウンド ・エネルギー ・標準化推進 ・内需拡大 ・米国上場/香港上場 ・産業強化 ・環境規制 ・知財保護 ・イノベーション / 5G / ブロックチェーン / 自動車 / 電池 ・税制改革 ・コーポレートガバナンス ・労働者保護		
※1 集団学習	・反腐敗闘争の堅持（第40回2022/6） ・人材による軍の強化（第41回2022/7） ・第二十回党大会の精神の学習 （第20期第1回2022/10） ・新時代中国特設主義思想の学習 （第20期第4回2023/3）	・資本の健康発展の規範と引導（第38回2022/4） ・新たな発展構造の構築（第20期第2回2023/1） ・基礎研究の強化（第20期第3回2023/2）	・カーボンニュートラル（第36回2022/1） ・中国の人権（第37回2022/2） ・中華文明の歴史の研究の深化（第39回2022/5）
※2 パブコメ	・反スパイ法（第2回） （22/12/30～23/1/28） ・外国国家管轄免除法 （22/12/30～23/1/28）	・不正競争防止法（22/11/23～12/22） ・会社法（第2回目修正草案）（22/12/30～23/1/28） ・増値税法（22/12/30～23/1/28） ・金融安定法（22/12/30～23/1/28） ・上場会社独立董事管理弁法（23/4/14～23/5/14）	・社会信用体系建設法（22/11/14～12/14） ・商標法改正草案（23/1/13～2/27） ・自動車半導体標準体系構築指南（2023年版） （23/3/28～4/28） ・飲食の浪費の防止と減少に関する公告 （23/4/10～4/24） ・生成AIサービス管理弁法（23/4/11～5/10）
主な公表 済政策等	・中国共産党定款（22/10/22） ・国務院機構改革方案（23/3/10） ・立法法（23/3/13） ・機構設置に関する国務院の通知 （23/3/16） ・党と国家機構の改革方案 （23/3/16） ・国務院工作規則（23/3/18） ・全党内に調査研究の推進方案 （23/3/19） ・徴兵工作条例（23/4/12） ・中央党内法規制定工作企画要綱 （2023～2027）（23/4/18）	・内需拡大戦略計画綱要（22/12/19） ・企業中長期外債審査登記管理弁法（23/1/5） ・外資投資研究開発センターの奨励措置（23/1/18） ・企業中長期外債借入の審査登記手續指南（23/2/9） ・上場会社証券発行登録管理弁法（23/2/17） ・IPO登録管理弁法（23/2/17） ・独占合意の禁止に関する規定（23/3/10） ・市場支配地位の濫用行為の禁止の規定（23/3/10） ・経営者集中審査規定（23/3/10） ・行政権利の濫用による競争の制限・排除行為の禁止に関する規定（23/3/10） ・2023年政府購買サービス改革重点工作（23/3/31） ・横琴粵港澳合作区の奨励類産業目録（23/4/3） ・上海市外資誘致と利用を拡大する措置（23/4/4）	・データ越境移転安全評価弁法（22/7/7） ・国家標準管理弁法（22/9/9） ・工業と情報化領域のデータ安全管理弁法（試行） （22/12/8） ・データ基礎制度の構築に関する意見（22/12/19） ・公開地図内容表示規範（23/2/6） ・商用品目輸出管理業務の一層の強化（23/2/12） ・個人情報越境標準契約弁法（23/2/22） ・インターネット広告管理弁法（23/2/25） ・証券先物業インターネットと情報安全管理弁法 （23/2/27） ・デジタル中国建設計画（23/2/27） ・固定資産投資省エネ審査弁法（23/3/28） ・2023年エネルギー工作指導意見（23/4/6）

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2022/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各局から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載（2022/1以降）

足元の中国経済動向

－ 2023 年 1～3 月期 GDP は +4.5%と予想以上の着地－

MIZUHO

みずほ銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー部
主任エコノミスト 伊藤 秀樹
Email:hideki.ito@mizuho-cb.com
Tel:+86-(0)21-3855-8888 (Ext1177)

<要約>

- ・ 2023 年 1～3 月期の実質 GDP 成長率は前年同期比+4.5%と、感染収束による景気を持ち直しをうけて、前期より加速した。ただし、消費や輸出には一時的な上振れ要因も含まれている。
- ・ 3 月の小売売上高や生産活動の伸びは加速する一方、固定資産投資は減速。不動産価格等を持ち直しの兆しもあるが、不動産開発投資は依然として低迷しており、製造業投資の伸び率も鈍化。
- ・ 4～6 月以降も緩やかな景気を持ち直しが継続するとみられるが、企業マインドにみる景気の先行きは産業により濃淡が顕著。消費者マインドはなお慎重な姿勢が残る。

1. 実質 GDP 成長率は市場予想比で上振れ、一時的な要因も

■ 3 月小売売上高の大幅増は前年要因を割り引く必要

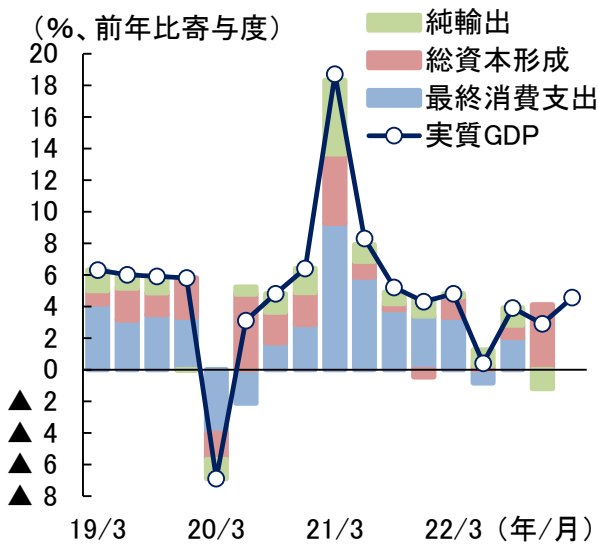
2023 年 1～3 月期の実質 GDP 成長率は前年同期比+4.5%と、前期（10～12 月期：同+2.9%）より加速した（図表 1）。2023 年は新型コロナウイルスによる感染ピーク期から開始したことため、1 月前半における景気停滞による成長率下押しが懸念されたが、その後の感染収束と経済活動の持ち直しを反映する結果となった。中国国家统计局は記者会見で、最終消費支出の実質 GDP 成長率への寄与を 66.6%としており、1～3 月期における消費活動のけん引を強調した。

足元（3 月単月）の経済指標は、一見すると小売売上高を中心に良好な結果にみえるが、前年要因（昨春の広範な感染拡大による景気低迷の反動）を考慮する必要がある。

小売売上高は 1～3 月期では前年同期比+5.8%と、新型コロナウイルスによる下押しを受けた前期の▲2.7%より大幅に改善しており、3 月単月では前年同月比+10.6%、そのうち財は同+9.1%、飲食サービスは同+26.3%となった（図表 2）。確かに、感染の収束に伴い消費活動は改善基調にあるとはいえ、前年 3 月は、それぞれ同▲3.5%、同▲2.1%、同▲16.4%だったことから、足元の高い成長率は割り引いて考える必要があろう。図表 3 の一定規模以上の企業を対象とした小売統計からは、ほとんどの項目で顕著な改善がみられているが、ここでも前年に不振であった自動車や服飾品には反動増が含まれ、このほか医薬品の特需が一定程度続いていたことも小売（財）を押し上げたとみられる。また、1・2 月と比較して食品・日用品の寄与度も小幅に低下しており、財消費は回復の途上にあるものの、先行きはやや慎重にみる必要がありそうだ。

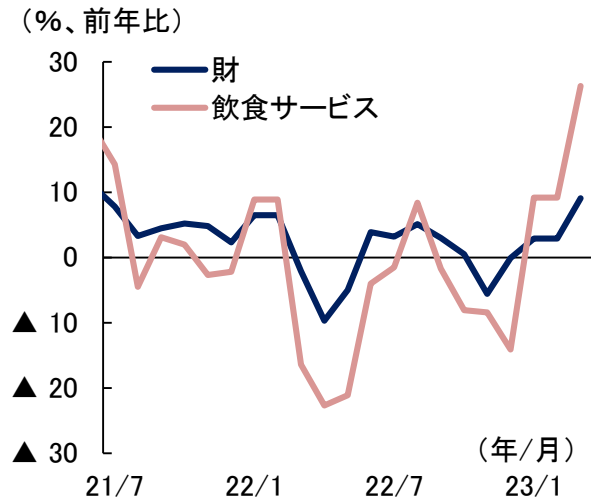
工業加価値生産額も 1～3 月期では前年同期比+3.0%（前期：同+2.8%）と小幅ながら持ち直した。3 月単月でも前年同月比+3.9%と 1・2 月（同+2.4%）より加速しているが、小売売上高と同様に前年要因を考慮すれば過大評価はできない。電気機械（同+16.9%）や化学（同+7.1%）は比較的堅調だった一方で、国内外の電子機器の需要の縮小等を背景に電子分野（同+1.2%）の生産は低調であった。このほか医薬品（同▲8.3%）もマイナス圏で推移しており、今後の特需のはく落を示唆している。

図表1 実質 GDP 成長率



(注) 2023 年 1～3 月期の寄与度は執筆時点で未公表
(資料) 中国国家统计局、CEIC

図表2 小売売上高

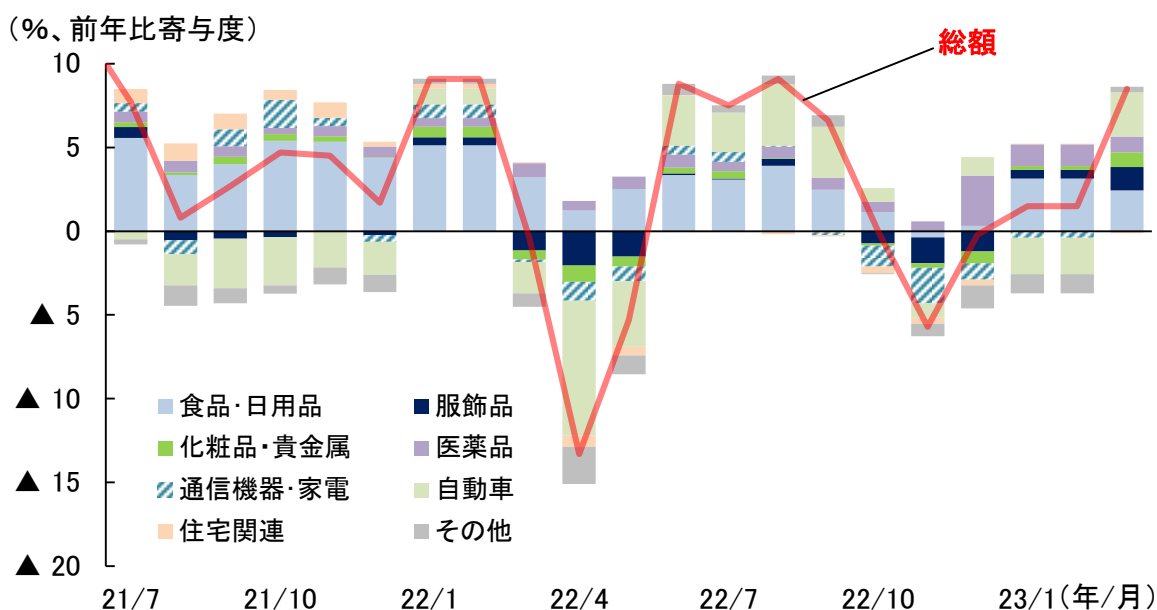


(資料) 中国国家统计局、CEIC

■ 不動産投資の持ち直しにはなお時間

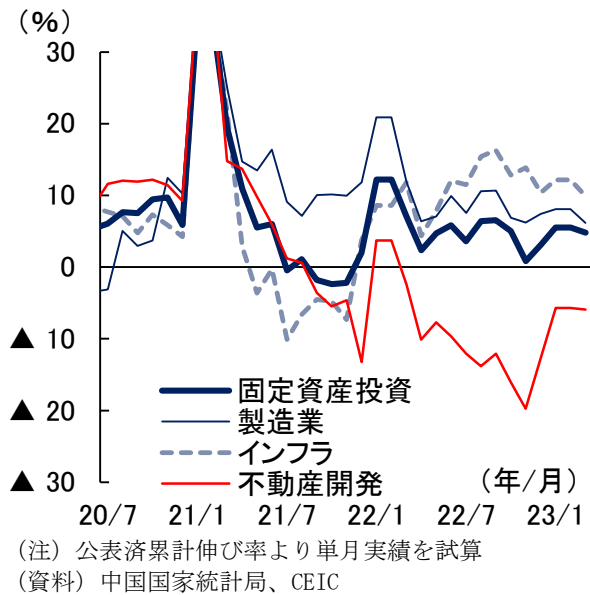
一方、固定資産投資の伸びは1～3月期こそ前年同期比+5.1%と前期(同+3.0%)より加速しているが、3月単月では、(1・2月の)前年同月比5.5%から同+4.8%へ鈍化した。図表4の通り、不動産投資のみがマイナス圏で推移する構図に変わりはないが、製造業投資が減速しており、累計前年比では、金属製品・非鉄金属や製造設備分野が主な要因となっている。不動産投資に関しては、新築住宅価格指数(前月比)など関連する指標に明るい材料もみられるが、不動産投資そのものの底打ちにはなお時間を要するものと考えられる(図表5)。

図表3 一定規模以上小売売上高

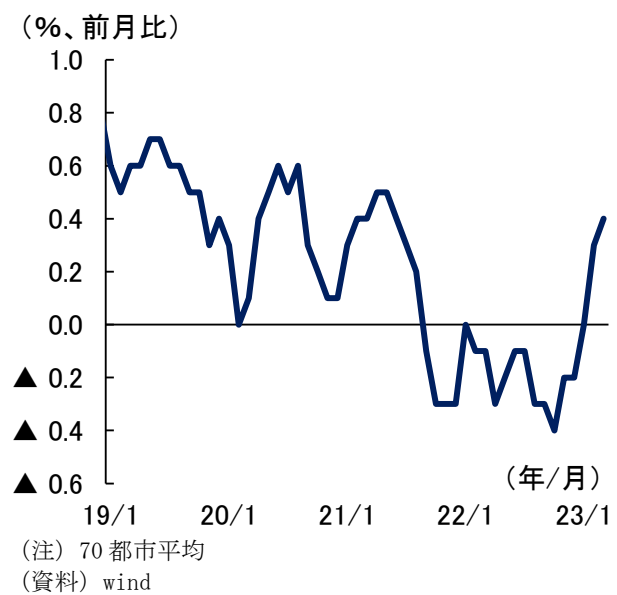


(資料) 中国国家统计局、CEIC

図表 4 固定資産投資



図表 5 新築住宅価格指数（前月比）



輸出入（財、名目ドル）については、1～3 月期はそれぞれ前年同期比+0.5%（前期：▲6.7%）、同▲7.2%（前期：同▲6.6%）と輸出は持ち直したが、力強さを欠く内需を反映して輸入はマイナス圏での推移が続く（図表 6）。改善した輸出に関しても、前期（10～12 月期）特有の下押し要因（感染拡大による生産・物流の停滞）の緩和によるところが大きく、2022 年前半まで見られたようなコロナ禍の特需¹を背景とした勢いはない。

こうしてみると、1～3 月期の実質 GDP 成長率は+4.5%と加速し、全人代で掲げた+5.0%前後に対して（4～6 月期以降の前年要因による高い成長率実現の可能性を考慮すれば）悪くない結果であるが、足元の回復過程には産業等の濃淡が顕著に表れており、また一時的な上振れ要因も含まれているといえよう。

2. 消費者・企業マインドにみる景気の先行き

■ 財布の紐は依然として固い

新型コロナウイルスの収束に伴い 2023 年 4～6 月以降も内需は緩やかな持ち直しの傾向が続くとみられる²。一方、世界的な景気減速により外需への下押し圧力は継続すると考えるのが自然だろう。今年の中国経済にとって重要な役割を果たす内需について、消費者や企業のマインド・将来的な期待感から先行きをみていきたい。

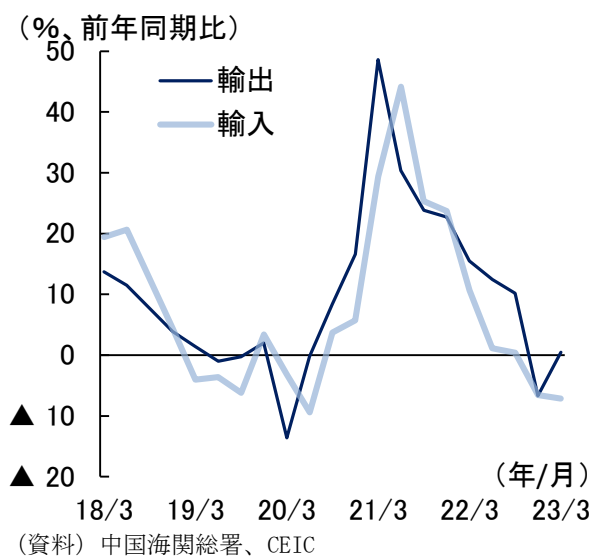
中国人民銀行が 3 カ月毎に預金者に対して実施するアンケート調査³では、「将来の所得」、「将来の雇用期待」はいずれも急回復したが、所得については中立である 50 をわずかに下回った（図表 7）。また、コロナ禍以降で高まっている貯蓄志向については 61.8%から 58.0%小幅に低下したものの依然として高い水準にあり、消費（22.7%→23.2%）より投資（15.5%→18.8%）への意向が相対的に強まる結果となった。消費はコロナ禍前（2019 年平均：27.0%）と比較して乖離がみられる（図表 8）。つまり、所得・雇用環境は改善しつつあるものの、所得の先行きへの不透明感等から消費活動に慎重な姿勢が伺える。

¹ 巣ごもり需要をはじめとする欧米での財需要の強さを背景としたもの

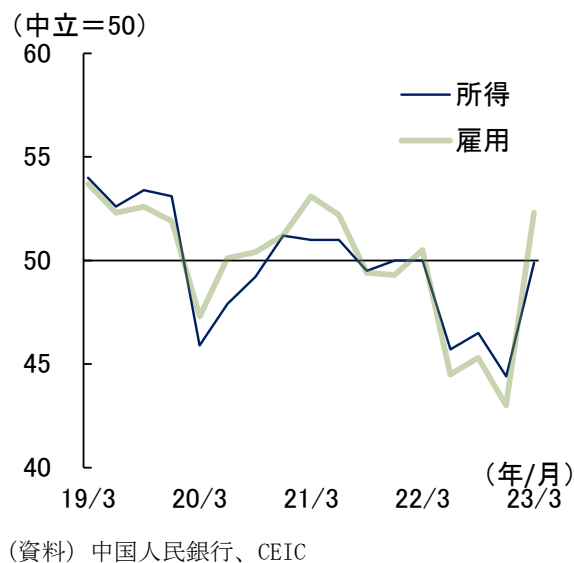
² 今後、他国でみられるようなオミクロン株による感染再拡大の可能性は否定できない。ただし、中国は既に新型コロナウイルスの感染症分類を引き下げており、感染再拡大時でも行動制限の可能性は低く、消費活動への影響は限定的と想定

³ 本調査は四半期毎に全国の支店から計 2 万人を抽出し実施

図表 6 財輸出入（米ドル建、四半期比較）



図表 7 個人の先行き期待（所得・雇用）



他方、住宅購入にかかるマインドは長らく続いた低迷から一筋の光がみられた。「住宅価格の上昇期待」は2021年4～6月以来の改善となり、「今後の3カ月の住宅購入計画」についても小幅に持ち直した（図表9）。昨年は、一部不動産ディベロッパーの資金繰り悪化に起因する工事遅延問題が、住宅の買い控えをもたらした不動産価格は低下トレンドが続いていた。もちろん、いずれの水準感も（不動産市場が低迷し始める前の）2021年前半と比較して低い。そのため、前述の通り不動産投資の底打ちにはなお時間を要すると考えるが、改善の兆しと捉えることはできよう。

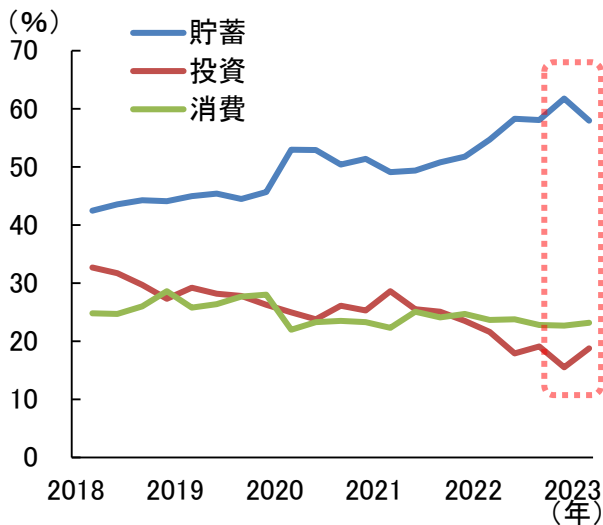
■ 企業の先行きへの期待感が高いが産業により濃淡

では、企業における景況感の先行きはどうだろうか。購買担当者景気指数（PMI）の先行き期待は、製造業・非製造業ともに中立である50を上回るもののその水準に大きな開きがみられる（図表10）。

製造業の先行きは、3月に55.5と前月（57.5）より小幅に低下した。先月まではコロナ関連規制の緩和や感染収束に伴い上昇が続いていたが、回復期待が一服した格好だ。もっとも2020年のコロナ第一波後における回復期にも、こうした持ち直しの一服がみられており、過度に悲観する必要はないと考える。ただし、先行き期待の水準（55.5）は低いとは言えないものの、国内での感染封じ込めに成功し回復過程を辿っていた2021年前半（60前後）と比較すると物足りない。背景には、前述したような業種による持ち直し具合の濃淡が鮮明になっていることや、コロナ禍における世界的な巣ごもり需要のはく落等をうけた輸出産業の環境変化があげられよう。

一方、非製造業の先行き期待は、63.3と非製造業と同様に前月より低下したが、その水準は（先ほど比較対象とした）2021年前半と同程度の高い水準を維持している。中国国家统计局は、現況につき小売、交通（航空・鉄道・高速道路）、リース、建設が特に堅調と説明しており、当地の生活実感とも概ね符合する内容である。また、中国人民銀行の調査によれば、図表11の通り小売・インフラの資金需要は相対的にみて高まっており景況感の先行きを裏付ける一つ材料といえよう。

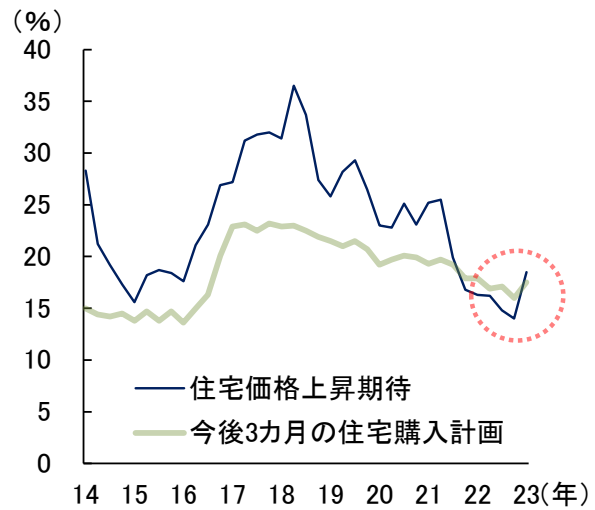
図表8 個人の貯蓄・投資・消費志向



(注) 消費は全体(100%)より貯蓄・投資を差し引くことで算出

(資料) 中国人民銀行、CEIC

図表9 住宅関連マインド

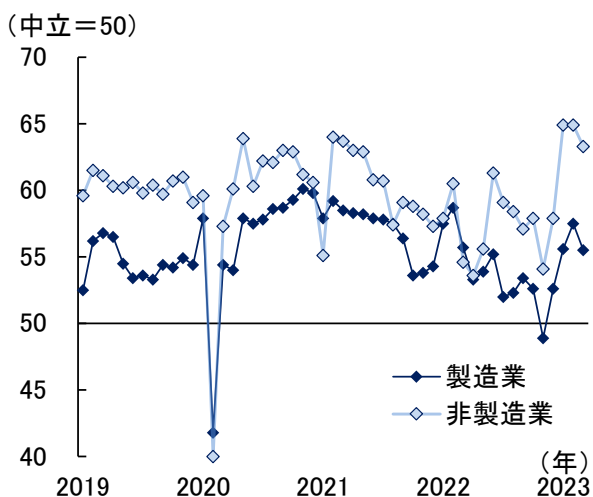


(資料) 中国人民銀行、CEIC

こうしてみると産業による回復ペースは相応に差があり、個人の消費スタンスはなお慎重である。前項で説明した小売売上高(財)へのやや慎重な見方や、消費者や企業のマインド・将来的な期待感からは、消費財に対する政策的支援の必要性が高まっているといえる。

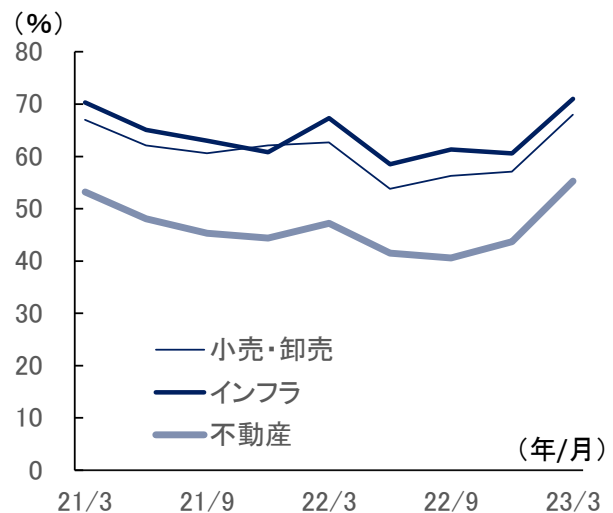
また、4~6月以降の経済統計は、昨春の上海等での感染拡大期の景気低迷から、前年同期比では(景気実態以上に)高い数値となりやすいことには留意が必要だ。そのため、先に示した景況感やマインドにかかる調査も注意深く見ていく必要があるだろう。

図表10 製造業・非製造業PMI(先行き期待)



(資料) 中国国家統計局、CEIC

図表11 業種別資金調達需要



(注) 中国人民銀行が実施するアンケート調査。貸出需要の「増加」、「基本的に不変」の割合をそれぞれ算出し、それぞれ1、0.5のウェイトで計算したもの

(資料) 中国人民銀行、CEIC

以上

中長期内需拡大策の強化と将来展望 ～「内需拡大戦略計画綱要」を中心に～

MIZUHO

みずほ銀行 中国営業推進部
特別研究員 邵 永裕 Ph. D.
Email : yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp
Tel : 03-5220-8729

<要約>

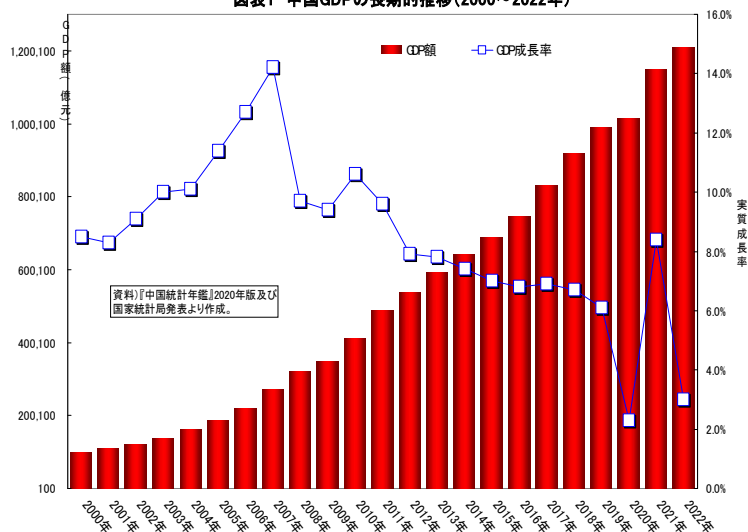
- ・ 今年2月公布の「品質強国建設綱要」に先だって昨年12月に「内需拡大戦略綱要（2022～2035年）」という戦略プランが公布され、「双循環戦略」における内需拡大を図る重要な政策文書として注目されている。
- ・ 内需拡大を目指す従来の政策を超えて中国経済・産業・市場および食糧・エネルギー安全保障を含む包括的・長期的な戦略として主にサプライサイドからの目標や施策を提起している。
- ・ 足元の国内外情勢からチャンスと挑戦が伴う戦略プランであるだけにその政策展開の環境条件と主な取り組み事業を概観し、その政策効果と市場動向を展望してみる。

1. はじめに

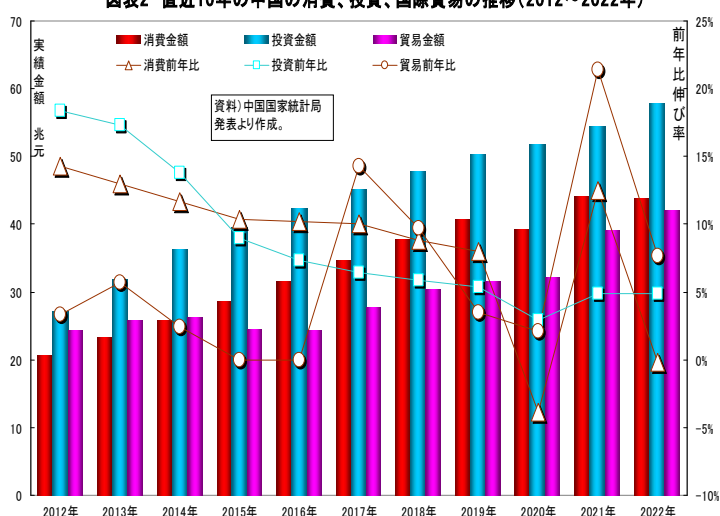
2019年まで6%以上の高い成長を保ち続けてきた中国経済は、コロナ禍が起こったことにより2.3%という大幅な低成長を記録したが、2021年には大きな回復（実質8.4%増）をしながらも2022年には政府設定の5.5%前後という目標には達しなかった（図表1）。昨年末に断行されたコロナ対策の緩和により、中国経済の回復が期待される中、4月18日に発表された統計によると、今年第1四半期の中国GDPは28兆4997億元で、前年同期比で4.5%増、前四半期比で2.2%増の良いスタートを切ったが、年間5%前後という目標実現されるようなものではなく、様々な対策が求められる。経済成長の3大需要（投資、消費、貿易＝外需）から見て中国における同3分野の成長は依然活発であり、国内外の経済要因に強く左右されながらも、概ね拡大を続けており（図表2）、経済のファンダメンタルズはコロナ禍によっても基本的に大きく損なわれていない。

世界経済に占める割合が20%近くに拡大してきた中国経済の成長はもはや世界的な関心事であり、中国政府もこれまでのコロナ対応の中で

図表1 中国GDPの長期的推移(2000～2022年)



図表2 直近10年の中国の消費、投資、国際貿易の推移(2012～2022年)



経済回復の出口戦略を模索・実施してきた。中でも特に経済成長のうちの消費と投資という内需の部分に積極的な対応策を展開してきた（図表 3）。2021 年はちょうど中国の第 14 次 5 か年計画の開始年でもあり、同 5 か年計画に多くの拡大政策が組み込まれてきたが、2025 年を基本目標年に定め、2035 年までをビジョンに入れた中長期的な内需拡大促進戦略が 2 つ相次いで公表された（図表 3 の No. 11 と 13）。今年 2 月に公表された「品質強国建設綱要」については本誌の 4 月号で取り上げたが、今回は内需拡大の総合的な政策である「内需拡大戦略計画綱要（2022～2035 年）」（以下「戦略綱要」と略す）にフォーカスし、その主旨概要と実施事業を紹介したうえで政策実施の環境条件を概観するとともに戦略綱要の策定意義と実施効果を展望する。

2. 「内需拡大戦略綱要」の主旨と

政策概要

「内需拡大戦略計画綱要（2022～2035 年）」は 2022 年 12 月 14 日に中国最重要の政策文書として党中央・国務院から公布されたもので、合わせて 11 の部分、38 カ条にわたる文書であるが、中国の内需拡大戦略実施計画の背景、目標、政策上の手立てなどが詳しく明記されている。冒頭では、内需拡大戦略の実施の意義について、①人民のよりよい生活へ

図表3 2020年以降における中国内需拡大政策の展開動向

No.	時間(年月)	機関名称など	政策名称、政策動向
1	2020年11月	党中央	「国民経済・社会発展第十四次5か年計画と2035年遠景目標」公布、内需拡大の戦略的基本点の堅持、充実な内需体制の育成、内需拡大戦略の実施とサプライサイドの構造改革との有機的連携などを提起
2	2021年1月	党中央・国務院(弁公庁)	「高標準市場システム建設行動方案」を公布、「内需拡大」という戦略的基本点の把握を要請
3	2021年2月	党中央・国務院	「国家総合立体交通網計画綱要」公布、大局と国民への奉仕、内需拡大の基本点での立脚、投資空間の開拓による国民経済の良性的循環への効果的な促進を原則に明記
4	2021年3月	国務院	「2020年政府活動報告」公表、内需拡大の戦略的基本点の堅持と国内市場の潜在力の十分な発掘を強調
5	2021年12月	国務院	「“十四五”コールドチェーン物流発展計画」公布、産業のグレードアップと内需拡大によるコールド物流の発展空間の開拓を提起
6	2022年1月	国務院	「“十四五”観光業発展計画」公布、大衆観光消費のシステム開拓、観光消費体験の改善、国内観光市場の拡張と強化を強調
7	2022年1月	国務院	「“十四五”都市農村社区サービスシステム建設計画」公布、同システム建設を、内需拡大と雇用・消費促進などの重要手段と提起
8	2022年2月	国務院	「“十四五”農業農村現代化促進計画」公布、新しい発展局面の構築、内需拡大の戦略的基本点の堅持、国内超大規模市場の優位性の顕在化と農村消費潜在力の不断なる激発を提起
9	2022年3月	国務院	「2021年政府活動報告」公表、内需拡大戦略の断固的な実施と地域協調的な発展と新型都市化の発展推進を強調
10	2022年10月	党中央	「中国共産党第20回全国大会報告」公表、内需拡大戦略の実施とサプライサイドの構造改革の深化との有機的連携、国内大循環の内生的動力と確実性の増強と国際循環の品質と水準の向上などを
11	2022年12月	党中央・国務院	「内需拡大戦略計画綱要（2022～2035年）」公布、内需拡大戦略の断固たる実施と充実した内需システムの育成が国内大循環を主体とし、国内国際双循環の相互促進の新発展メカニズムの構築のための必然的な選択と強調
12	2022年12月	党中央・国務院	「“十四五”内需拡大戦略実施方案」公布、進行中の新5か年計画期における内需拡大の目標と主要任務を提起
13	2023年2月	党中央・国務院	「品質強国建設綱要」公布、製品品質の向上と製品ブランド育成強化などを提起
14	2023年3月	国務院	「2022年政府活動報告」公表、消費の回復と拡大の優先、住民収入の増加、大口消費の安定、生活サービス消費の回復推進、政府投資と政策激励による全社会投資への効果的な牽引などを強調

資料）中国政府WEBサイト及び各種報道より作成。注）本表は主要な関連政策をピックアップしており、すべてを含むものではない。

図表4 「内需拡大戦略計画綱要（2022～2035年）」の中長期政策目標

【2035年を展望した長期的発展目標】

◆消費と投資規模をより高い新たなステージに引き上げられ、完全な内需体系を全面的に建設される。新しいタイプの工業化、情報化、都市化、農業近代化を基本的に実現し、強大な国内市場の建設でより大きな成果を収め、重要コア技術で重大なブレークスルーを実現し、革新が駆動し内需がけん引する国内の大循環がより高效率で円滑になる。人民の暮らしがより良くなり、都市、農村住民の一人当たり平均所得がさらに上の新しい大きなステージに引き上げられ、中所得層を顕著に拡大され、基本公共サービスの均一化が実現され、都市・農村地域の発展格差と住民の生活レベルの格差を顕著に縮小し、全人民の共同富裕がより顕著で実質的な進展を収めるようになる。内需発展に対する改革の支えの役割を大幅に引き上げ、高い基準の市場体系がより健全になり、近代的流通体系が全面的に建設される。わが国がグローバルな経済協力と競争に参加するうえでの新たな優位性が引き続き増強され、国内市場の国際的影響力が大幅に引き上げられる。

【2025年までの第14次5か年計画の中期発展目標】

◆2035年の長期目標にアンカリングし、発展の環境と発展の条件を総合的に考慮すると、第14次5か年計画（2021～2025年）期間の内需拡大戦略実施の主要な目標は以下の通り。
⇒消費と投資を促進し、内需の規模で新たなブレークスルーを実現する。消費の基礎的役割と投資のカギとなる役割が一段と増強される。内需が持続的に健全に発展され、質と效益が顕著に引き上げられ、超大規模な市場の優位性を十分に発揮され、国内市場がより強大になり、完全な内需体系の育成で顕著な進展が収められる。
⇒分配の枠組みを整え、内需のポテンシャルが絶えず引き出される。分配構造が顕著に改善され、都市・農村地域の発展格差と住民の生活レベルの格差が着実に縮小され、住民の一人当たり平均可処分所得の実質的成長と経済成長が基本的に同期される。基本公共サービスの均一化レベルが絶えず引き上げられ、重層的な社会保障体系がより健全になり、社会事業の発展が加速される。
⇒供給の質を高め、国内需要がより良く満足される。供給サイド構造改革で重大な進展が収められ、農業の基礎をより突き固められ、製造業の割合が基本的に安定になり、近代的サービス業の建設が加速され、実体経済の発展の根基が一段と充実され、伝統的産業の改造と高度化を加速され、新しい産業、新しい業態の発展が加速され、革新能力を顕著に引き上げられ、産業の基礎のハイエンド化と産業チェーンの近代化のレベルを顕著に高められ、供給体系の国内需要に対するマッチング度を絶えず増強される。
⇒市場体系を整備し、内需が顕著な成果を収めるよう喚起する。統一され、開放的で、秩序をもって競争が行われ、制度が整い、ガバナンスが完全な、高い基準の市場体系が基本的に建設され、商品と要素の都市・農村地域間での移動をより円滑になり、財産権制度改革と要素市場化配置改革で重大な進展を収められ、ビジネス環境が「たえず最適化され、公平な競争制度がより完全になり、近代的流通体系が整備される」。
⇒経済の循環を円滑にし、内需発展の効率を持続的に引き上げる。よりハイレベルな開放型経済の新しい体制が基本的に形成され、わが国と周辺地域の経済協力の度合いが一段と深化され、周辺及びグローバルな経済発展におけるリーダーシップが絶えず増強される。

資料）中国共産党中央、国務院（2022.12）「内需拡大戦略計画綱要（2022～2035年）」より抜粋作成。

の憧れを満たすため現実に必要なもの、②超大規模市場の優位性を十分に発揮させるための能動的選択、③国際環境の激変に対応するための必然的要求、④経済の循環をより高い効率で促進するための大事な支え、であると指摘している。

戦略綱要は2035年と2025年の2段階の目標を掲げており、2035年における長期的目標を先に、2025年の中期目標を後ろに記載する形を取っているので長期目標の印象が強い（図表4）。なお、この「内需拡大戦略計画要綱（2022～35年）」が公表された翌日（昨年

12月15日）に、国家発展改革委は「“十四五” 内需拡大戦略実施方案」を公布（（図表3のNo.12）し、進行中の5か年計画期の取り組みが示されたが、前者のミニバージョンの建付けになっている。

国家発展改革委の趙辰昕副主任は、「内需拡大戦略を揺るぎなく実施することは新たな発展の枠組み構築を急ぐための大事な力点であり、経済の持続的で健全な発展を図るための重要な基礎であり、大国の責任感を示す能動的選択であり、人民中心の発展思想を堅持するための必然的要請である」と、22年12月16日の新華社インタビューで強調した。

戦略綱要では生産、分配、流通、消費、投資再生産という内需拡大の全チェーンについて、消費の全面的促進、投資構造の最適化、都市農村間・地域間の調和のとれた発展の推進、供給の質的向上、近代的市場・流通システムの整備、改革開放の深化、共同富裕の着実な推進、安全保障能力の引き上げの8つの面から合わせて27の細目に分けて実施事業と取り組み手法が記載されており、どれもが重要でかつ時間を要するものである（図表5）。

図表5 8大分野27項目にわたる内需拡大計画綱要の政策概要

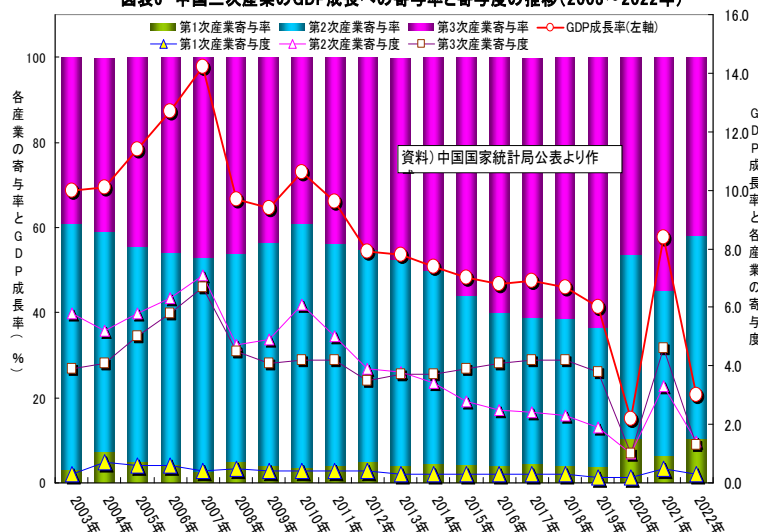
全面的に消費促進を行い、消費の質とグレードアップを加速させる	投資構造を最適化し、投資空間を広げる	都市と農村の区域協調発展を進め、内需の潜在力を解放させる	供給の品質を高め、需要の更なる成長をけん引する
>伝統消費の持続的促進	>製造業投資への支援強化	>人間主体の新型都市化の推進	>新産業・新製品の発展加速
>サービス消費の積極的発展	>重点領域の不足補填関連投資の継続	>農村現代化の積極的推進	>伝統的産業の改造と高度化促進
>新型消費の育成加速	>新型基礎施設の系統的配置	>地域経済配置の最適化	>標準、品質、ブランドのビルディング注力
>グリーン・低炭素消費の奨励			
現代的市場と流通体系の健全化と産業機能的なリンケージを促進させる	改革開放を深化させ、内需発展の動力を強める	共同富裕を着実進め、内需発展の潜在力を蓄える	安全保障能力を引き上げ、内需発展の基礎を固める
>要素市場化の配置水準の向上	>消費の体制・メカニズムの完全化促進	>第1次分配体制の持続的な改善	>食糧安全の保障
>公平で統一な市場建設の加速	>投融資体制改革の推進	>次第に再分配体制の整備	>エネルギー安全保障の強化
>現代的流通体系の建設	>ビジネス環境の最適化による市場活力の激発	>第3次分配の役割重視	>産業・サプライチェーンの安全保障能力の増強
	>対外開放による内需促進の役割発揮		>応急管理能力の建設推進

資料）中国政府WEBサイト掲載「内需拡大戦略計画綱要（2022～2035年）」より抜粋。

3. 経済成長の構造変化と所得格差是正にみる発展の成果と課題

上記で見たように、「戦略綱要」は中国経済の成長を中長期的に維持させていくための施策だけでなく、経済成長の要因と条件をより内需の喚起と拡大にシフトさせるための戦略でもあると受け止められる。中国経済の成長構造、特に消費需要に関する変化と政策力点を検証するため、以下では主に消費と大きく関連のある住民所得と分配

図表6 中国三次産業のGDP成長への寄与率と寄与度の推移（2003～2022年）



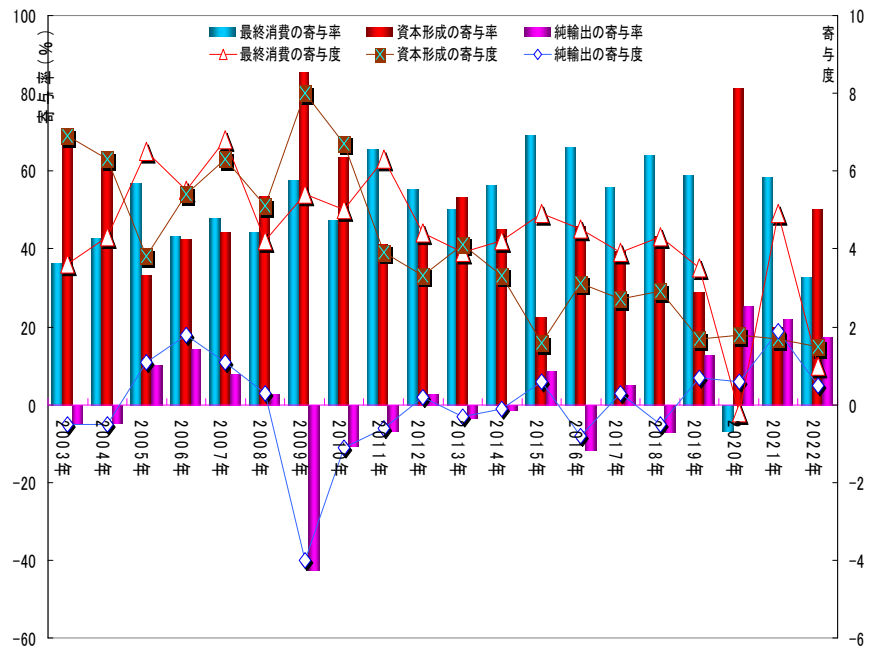
の動向と、綱要で提起される諸政策や戦略の含意を見ていきたい。

まず、図表 6 にみる中国 GDP のここ 20 年（2003～2022 年）の成長に対する各産業の寄与率と寄与度から中国 GDP の成長構造を捉えておこう。

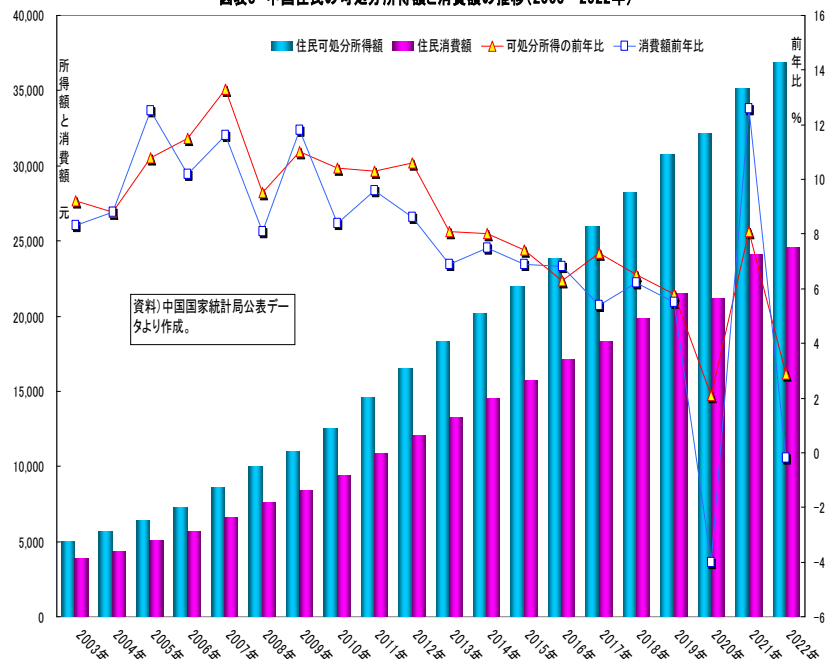
2003～2012 年の 10 年間に於いて第 2 次産業（鉱工業）の中国 GDP 成長率への寄与率と寄与度は第 1 次産業もとより第 3 次産業さえも上回っていたが¹、2013 年以降は第 3 次産業が経済成長への貢献度がトップとなった。コロナウイルスの発生があった 2020 年と 2022 年には第 2 次産業の寄与率が若干拡大されてきたが、これは移動制限などによる感染対策の影響と考えられ、一方で感染防止対策による医薬品、予防資材などの生産拡大が第 2 産業の成長拡大につながったと考えられる。農林業を主とする第 1 次産業の中国 GDP への寄与率が最も低く、長年 3% から 7% の間で推移したが、2020 年と 2022 年には 10% を超えた。これは同期間において農業の産業化支援策が一定奏功したことによると考えられる。内需拡大戦略綱要では第 3 次産業だけでなく、第 2 次産業、特に製造業への投資拡大や食糧安全保障の強化における農業・農村振興政策が示され、均衡的な産業需要拡大志向が見られる。

次に、投資、消費、貿易の 3 大需要のサイドから中国 GDP の成長への寄与率と寄与度を見てみよう。図表 7 のように、基本的に投資と消費が経済成長の主役を担ってきているが、2011 年以降最終消費が資本形成を上回る経済成長の

図表 7 中国 GDP 成長への寄与率と寄与度に見る消費・投資・輸出の変化動向



図表 8 中国住民の可処分所得額と消費額の推移（2003～2022 年）



¹ この間に 2008 年の国際金融危機に対する大型の財政出動に伴う産業投資拡大策（10 大産業発展計画なども実施）が行われたため、第 2 次産業の寄与度が特に大きく見られた。

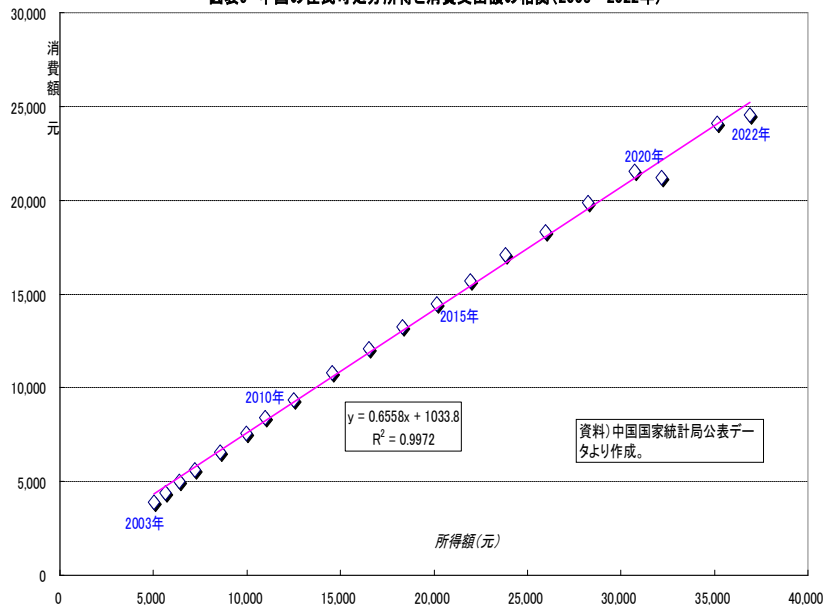
主役になってきている。寄与率が 50% 台で進んでいるのがほとんどで、日米欧の諸先進国の 80% 台には達しておらず、故に中国経済は資本主導型の成長パターンであるという印象が強いわけである。また裏返せば、中国の消費はさらに高く引き上げられる余地があることにもなるが、今年第 1 四半期の最終消費による GDP への寄与率が稀にみる 66.6%（伸び幅 5.8%）に達したことが特筆される。消費はあくまで所得を基本とするものであることは自明であるので、ここで中国住民の可処分所得の推移を見てみよう。

図表 8 はここ 20 年の住民可処分所得推移を見たもので、2010 年までの 2 桁の経済成長の終焉に伴って中国住民の可処分所得の伸び率も鈍化しており、新型コロナウイルスに見舞われた 2020 年には 2% 台に低下した。

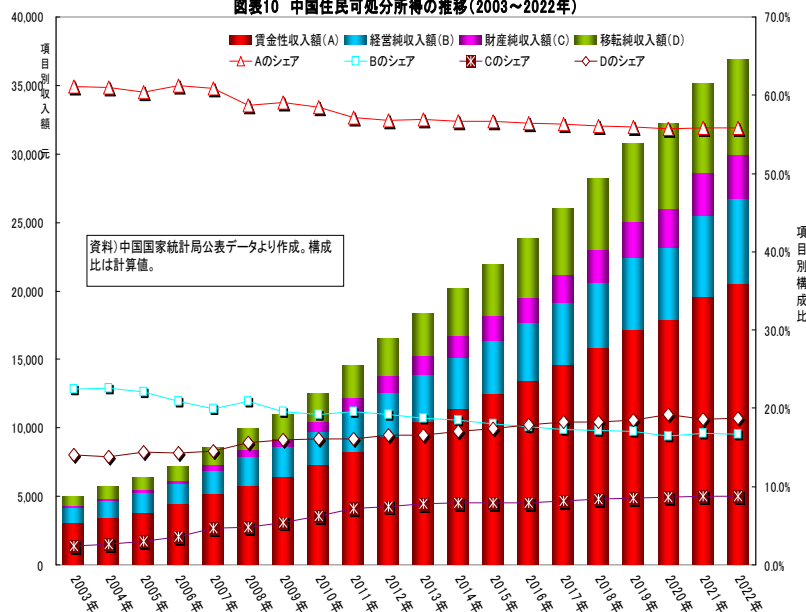
一方、住民消費額の前年比は基本的に可処分所得の増加率を下回っており、2022 年には過去最低となったが、今年の第 1 四半期は大きく回復し、前年同期比 5.6% の実績を見せた。これは各種政策による一定の促進効果が発揮されたと思われる。ただ中国住民の消費性向は必ずしも強くはなく、比較的に高い貯蓄の傾向がみられるが²、図表 9 の同期間の中国住民の可処分所得額と消費額をプロットしてみると、両者に極めて強い正の相関関係が見られることから、所得が増えれば消費も間違いなく増えていくと考えられる。

なお、中国住民の可処分所得にはどのようなものが含まれ、どのように変化しているのかを見たのが図表 10 で、賃金性収入額がメインで全体の約 55% を占めており、その次に経営純収入、財産収入および移転純収入（それぞれ 17%、8%、18%）となっている。また傾向として賃金収入と経営収入の構成比は低

図表9 中国の住民可処分所得と消費支出額の相関(2003～2022年)



図表10 中国住民可処分所得の推移(2003～2022年)



² 中国の貯蓄率が高いことはよく知られていることであるが、中国の国民性や社会保障の整備条件および経済環境の変化など複雑な要因が絡んでいる。コロナの影響で近年消費を手控える傾向が強まり、貯蓄に備える傾向が出ている。

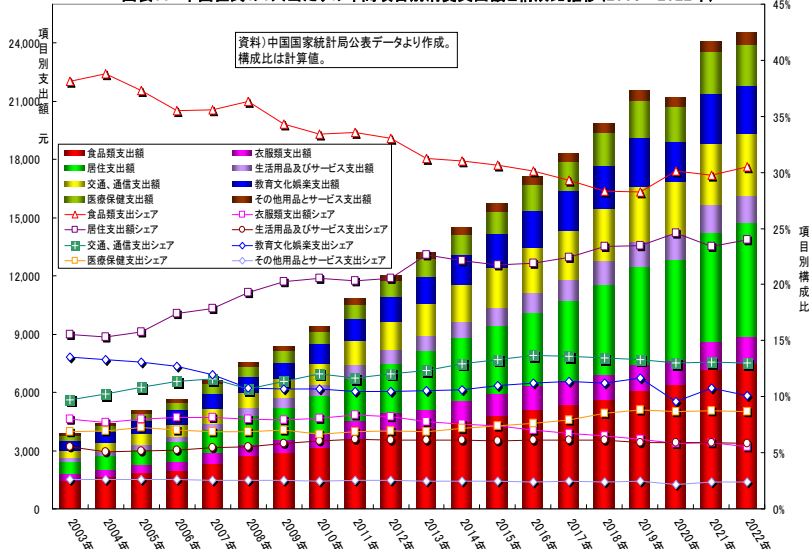
下しつ続けているのに対して財産収入と
 移転収入は漸増している³。

次に消費構成から見る中国住民の支出
 動向は図表 11 の通りで、最も高い比率を
 占めているのが食品類（煙草と酒を含む）
 である。エンゲル係数に相当数値として低
 下傾向になっていたが、2020 年以降巣ごも
 り需要によって微増に転じている。2 番目
 の支出項目は住居関連でほぼ拡大傾向と
 なっている。3 番目の支出項目は交通通信
 で、およそ 13% 台を占めており、観光旅行
 や情報サービスを受ける部分として今後
 も横ばいまたは増加するであろう。4 番目
 の消費項目は教育文化娯楽で、約 10% 台を占
 めている状況である。5 番以下の消費項目は
 いずれも 10% 以下のもので、医療保健
 （8%）、衣服類支出、生活用品およびサー
 ビス支出（近年ともに約 6%）、並びにその
 他の用品・サービス支出（約 2.4%）となっ
 ている。

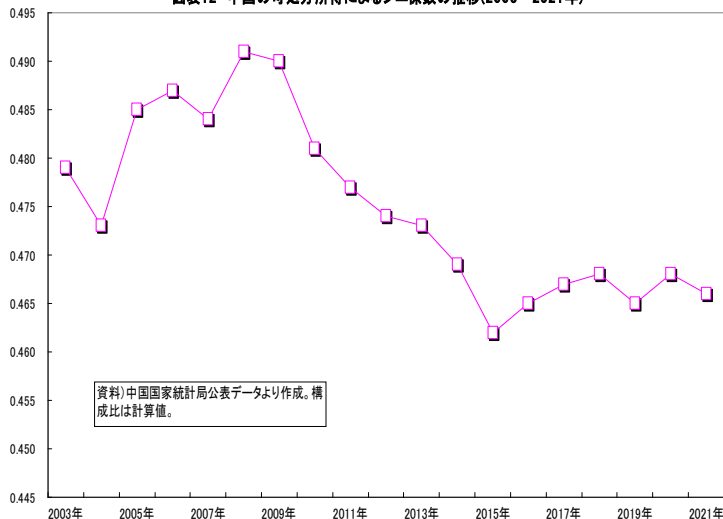
以上はあくまで平均水準の住民所得と消
 費の動向を概観したもので、階層別や地域
 別などについては省略しているが、中国の
 所得格差を示す可処分所得によるジニ係数
 の動向をみると、2008～2009 年をピークに
 下がり続けてきたが、2016 年にまた上昇に
 転じ、2021 年まで小幅な上下を繰り返して
 いる。2021 年でも 0.466（最低値を示した
 2015 年は 0.462）となっており中国での所
 得格差は基本的に高い水準が維持されてい
 るというべきであろう。

ただ都市と農村住民の所得格差は徐々に
 低下している状況であり、昨年は 2.45 倍（都

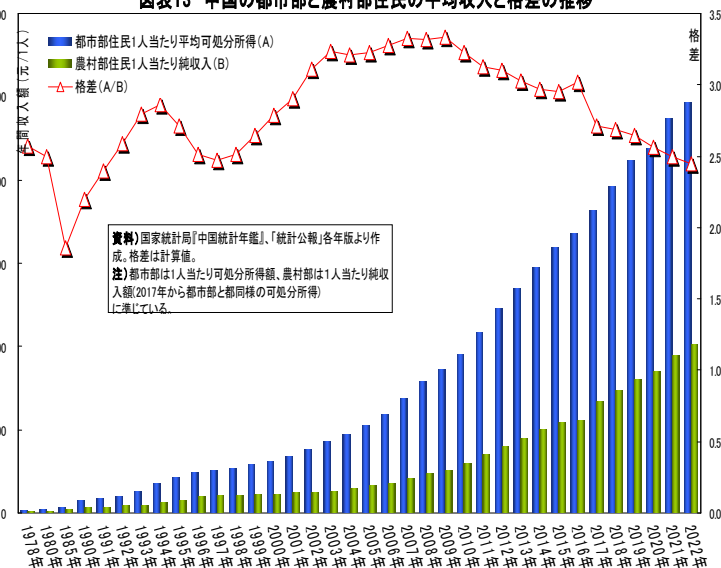
図表11 中国住民の1人当たりの年間項目別消費支出額と構成比推移(2003～2022年)



図表12 中国の可処分所得によるジニ係数の推移(2003～2021年)

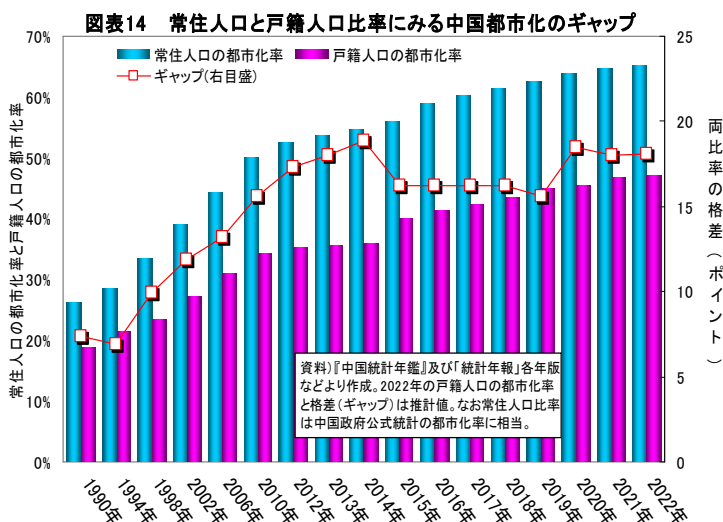


図表13 中国の都市部と農村部住民の平均収入と格差の推移



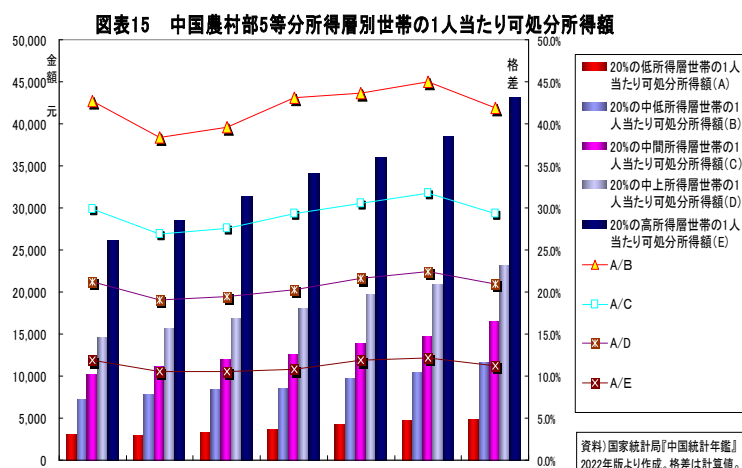
³ 賃金収入以外の 3 種類の所得について具体的に以下の通り。経営純収入は経営事業から得た支出控除後の収入、財産純収入は所有する財産から税金などを控除した収入、移転純収入は社会保険や年金などから得た純収入のことを指す。

市対農村)に低下したことも注目に値する。これは長年続けてきた三農問題対策や貧困撲滅事業の成果とも言えるが、都市化発展が農村人口を大きく減らし、農業の生産性と農民所得の向上に寄与したことも見逃せない。ただ、「戦略綱要」でも提起されている新型都市化の推進はまだ道半ばであり、戸籍人口の都市化率の向上が求められ(図表14)、真の都市化実現による消費拡大への効果が今後に期待される。



4. 格差是正に向けての成長と分配政策の強化

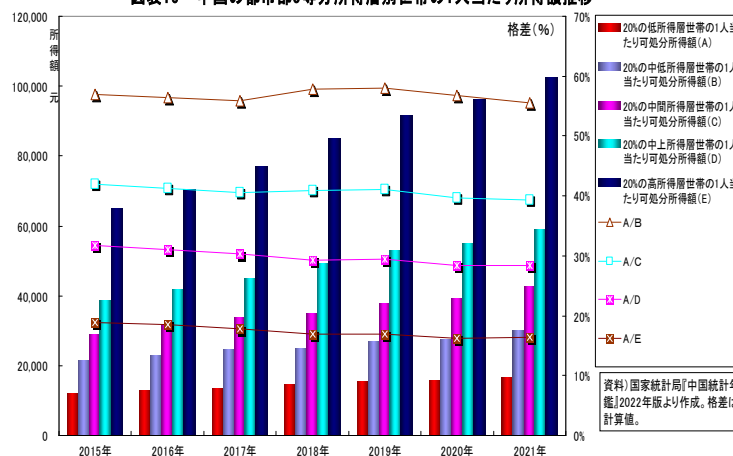
層別に見ると、農村部でも都市部でもそれぞれまだ大きな格差が見られることは確かである。図表15は農村部における5等分所得層別世帯の1人当たり可処分所得額の推移を見たものであるが、格差縮小は見られていない。これに反して層別間の格差水準が農村よりも高い都市部5等分所得層別世帯の1人当たりの可処分所得はおおむね低下傾向となるため(図表16)中国では都市・農村格差が単純にあるのではなく、政策対応上の難しさをもたらしている。これに加え、広大な国土面積に分布される地域や都市間格差もさらに大きく、複雑な要素があることも重要な観点である。



ここで31の行政地域に分かれている省(直轄市)・自治区における所得格差を分析することに代わり、「東・中・西・東北」という4大地域の所得水準を見比べてみるが、農村部と都市部でも異なる度合いの格差がみられており、やはり複雑な背景があることため対応も難しいことが推察される。

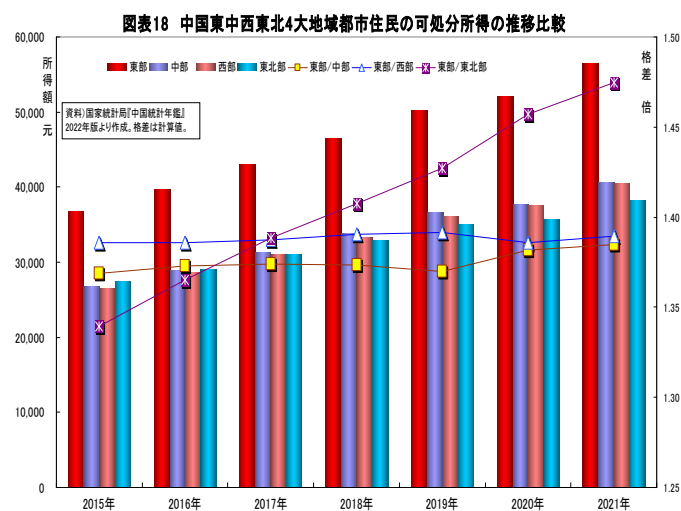
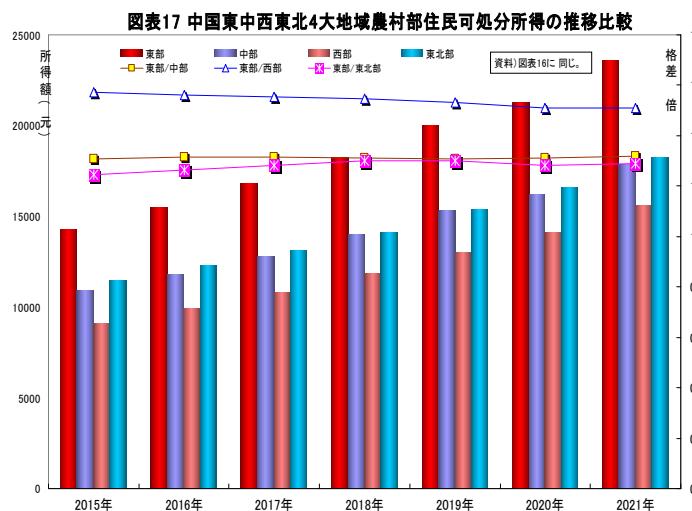
図表17は同4大地域の農村部住民の可処分所得を見たもので、図表18はで同4大地域の都市部住民の可処分所得を見たもので、両方とも格差が膠着し横ばいで推移しているが、都市

図表16 中国の都市部5等分所得層別世帯の1人当たり所得額推移



住民の可処分所得における東部対東北部の格差は拡大する一方であり、東北地域の停滞が印象付けられ

よう。



「戦略綱要」でも提起されている地域発展の協力や全国統一市場の形成は強く求められることであるが、簡単に実現できることではないことはこれまでの地域開発の成果と現状を見ても明らかである。今後の政策の主眼である「国民共同富裕」の目標実現には多くの困難があると思われるが、中央政府による農工間、地域間の財税調整、社会保障整備などの第2次分配の機能強化がより求められるであろう。

戦略綱要の前段でも、戦略実施のチャンスのほか挑戦について次のように述べられている。「労働力、土地、環境などの要素の逼迫が投資の伸びを制約し、イノベーション能力が質の高い発展の要請に完全には適応できず、大衆のカスタマイズ化、多様化した消費需要を有効に満たすことが難しい。都市と農村の地域発展と収入分配の格差が比較的大きく、民生保障に不備があり、財政・金融などの分野のリスクや潜在的危険を軽視できず、内需潜在力の引き出しを制約する体制・仕組み上の障害が依然として比較的多い。国際競争が日増しに激化し、わが国を国際ハイエンド要素資源の「重力場」にするには任重く道遠しだ」。

国全体の経済規模が大きく発展してきた今、消費水準と強く関連する所得と分配の問題が農工間、地域間、階層間にまだ遍在しているだけに戦略綱要でも格差是正と平等達成の重要性和困難性を深く認識されているところである。

5. チャンスと挑戦が伴う「内需拡大戦略綱要」への効果展望(結びに代えて)

上記では、主に消費およびそれと強い関係にある所得のサイドから政策の展開の条件および戦略実施の環境を見てきたが、今後の発展にとって有利な実態があるとともに課題も依然多い。また投資需要のサイドから見てもやはり多くの有利な条件があると共に課題も少なくはない。政府の内需拡大策の強化を受け、またコロナ対策の緩和を踏まえて、各地域の投資拡大策も相次いで強化され様々な投資事業が数多く打ち出されている。多種多様な政策と同様、31の行政地域(中国本土)が中央政策の実施の担い手、本丸であるだけに、中長期にわたる内需拡大政策の実施強化は地域振興と発展促進の強いシグナルやプラス材料として受け止められるので地域の取り組みが非常に積極的であることは言うまでもない。

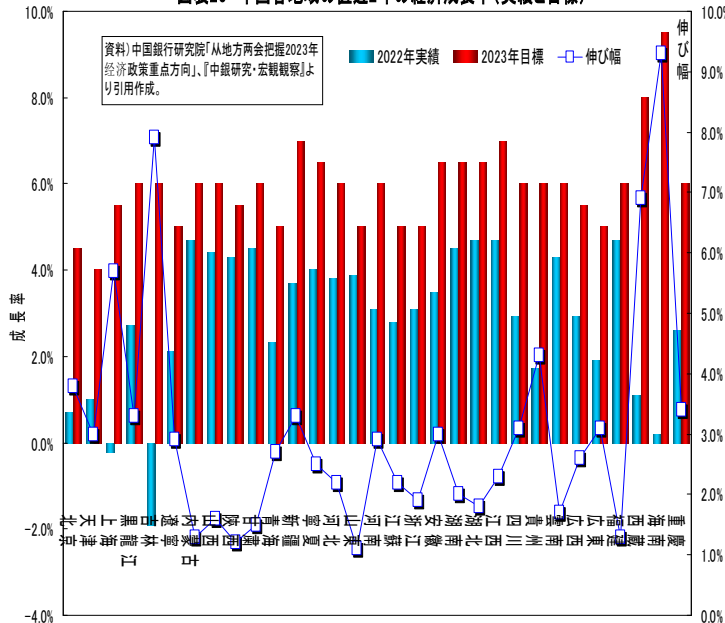
図表 19 は 2022 年と 2023 年の一部地域の投資計画を見たもので、2022 年に比べて投資案件と金額がともに減少する見込みである地域も複数に見られ明暗が分かれています。ただ各地域の 2023 年の経済成長率（図表 20）を見ると、軒並みに前年比プラスの高い成長が目指されており、その実現のためにはやはり消費振興と純輸出の拡大に頼らなければならない。また長期的に見ても中国の財政収支はアンバランスが続いており（図表 21）、むやみに財政赤字を抱えて投資拡大を継続することは許されない（過剰投資の弊害を避けることも）。その意味でも消費拡大策の強化の必要性が見てとれる。

図表19 直近2年の一部地域の重大投資案件計画

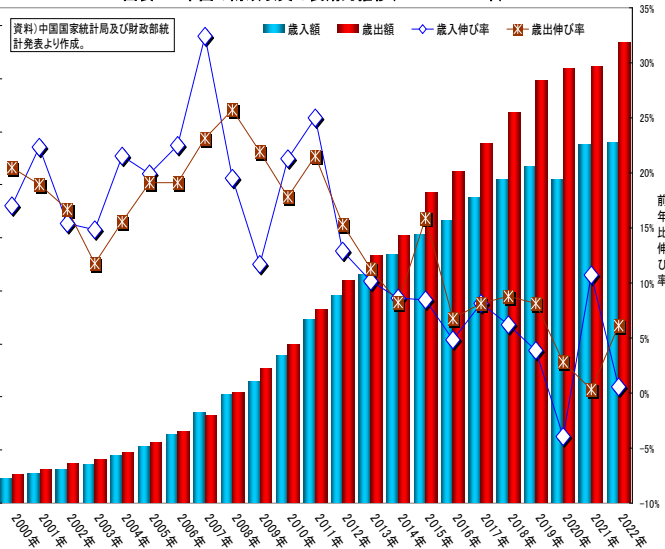
地域	投資件数(件)			投資総額(億元)		
	2022年	2023年	前年比	2024年	2025年	前年比
河南	1,794	2,500	39%	48,000	-	-
貴州	3,347	4,000	20%	-	-	-
重慶	877	1,123	28%	26,000	30,000	15%
広東	1,570	1,530	-3%	76,700	84,000	10%
寧夏	160	204	28%	6,643	4,049	-39%
天津	676	673	0%	18,000	15,300	-15%
広西	1,996	2,528	27%	37,826	45,486	23%
福建	1,587	1,580	0%	40,800	40,900	0%
河北	695	507	-27%	11,200	13,200	18%
陝西	620	640	3%	-	-	-
江蘇	247	220	-11%	-	-	-
浙江	843	1,000	19%	-	-	-
山東	600	525	-13%	21,400	-	-
四川	700	700	0%	-	-	-

資料) 中国銀行研究院「从地方两会把握2023年经济政策重点方向」、『中銀研究・宏観観察』より引用作成。

図表20 中国各地域の直近2年の経済成長率(実績と目標)



図表21 中国の財政収支の長期的推移(2000~2022年)



戦略綱要において今後の「重点任务」として、①完全な内需体系の形成を加速させること、②強大な国内市場の形成を促進すること、③国内経済の循環を支え円滑にすること、の3点が強調されているが、相当な時間と工夫が必要であるだけに 2035 年までの 20 数年をその任務達成を見据えているが、市場はもはや一国の重要な戦略資源、競争優位と見なされる今、中国はこの資源と優位の安定維持と拡大強化に戦略的に望んでいくスタンスが明らかであり、相応の成果もあがっていくであろう。

むしろ長期的にみても中国の内需拡大は外需の拡大にも繋がり易く、対外輸入の拡大を通じて世界経済へも寄与する点からも、中国ビジネスや中国市場参入希望の外国企業にとっても安定的な環境改善であり歓迎されるであろう。その意味でも同戦略綱要の効果的な実施が期待される。

以上

日本の半導体装置輸出管理に関する最新動向

MIZUHO

中国方達法律事務所
中国弁護士 孫 海萍 中国弁護士 趙 何璇
Email: haiping.sun@fangdalaw.com ;
derrick.zhao@fangdalaw.com ;
電話 : +86 21 2208 1073 ; ++86 21 6263 5829

<要約>

- ・ 2023 年 3 月 31 日、日本政府は、輸出管理規制の改正に関する意見募集案を公表し、23 品目の先端半導体製造装置及びその関連技術を規制リストに加えて、輸出許可証の申請が必要とされることになる。
- ・ 係る内容が規定される改正法が施行される場合、中国企業による先端プロセスの製造が一定の影響を受けるようになると思われる。一方、日本企業、特に中国に進出している企業は、日本の法改正への対応に加え、中国による対抗措置にも注意を払う必要がある。
- ・ 本稿では、日本の輸出管理制度の全体と今回の法改正の内容を紹介したうえ、日中両国の半導体企業に、今回の法改正が及ぼし得る影響と対策を解説する。

2023 年 3 月 31 日、日本政府は、「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令」に関する意見募集案（以下、「本意見募集案」という。）を公布した。本意見募集案の内容により、23 品目の先端半導体製造装置及びその関連技術が輸出管理の規制リストに加えられ、係る品目の輸出について輸入国・地域によって異なる輸出許可規則が適用されることになる。

過去の数ヶ月にわたって、半導体業界は今回の日本の法改正に高い関心を寄せてきた。米国は、中国の先端半導体製造に対する制限の強化を図るため、2022 年 10 月 7 日に「1007 規則」と呼ばれる対中半導体輸出管理規則を公布し、その後、対中輸出管理の強化に関する提携について、日本及びオランダの政府との意思疎通も緊密に行ってきた。これまで「半導体大国」の日本は、先端半導体製造装置の対中輸出について特別な管理措置を設けていないが、報道によれば、2023 年の 1 月末に、米国が係る提携について日本及びオランダと合意に達し、日本が早ければ今年の春から、特定品目の輸出を制限し始めるとされている。本意見募集案の公布は、まさに輸出管理の強化への「第一歩」と見られ、それにより、上記報道の内容が裏付けられただけでなく、半導体装置に対する輸出管理の強化に関する日本政府の考え方も全面的に示されている。法改正の意見募集は今年の 4 月 29 日まで行われるものであり、4 月 29 日から、法改正の手続は本格的に始まり、改正法が 7 月に正式的に発効するとのスケジュールが立てられている。

本稿では、日本の輸出管理制度を俯瞰し、かつ、今回の法改正の内容を紹介したうえ、日中両国の半導体業界の企業の視点から、今回の法改正が及ぼし得る影響を解説する。

一、日本の輸出管理制度について

日本の輸出管理制度は、基本的には、法律としての「外国為替及び外国貿易管理法」、政令としての「輸出貿易管理令」及び「外国為替令」、並びに多くの下位の省令、通知等により構成される。日本の経済産業省は、輸出管理に関する事項の主管機関である。

1. 輸出管理メカニズム

日本の輸出管理制度は「リスト規制」をベースに展開されている。即ち、規制リストに掲載されている全ての品目の輸出について、輸出許可証の申請義務が課される。一方、規制リストに掲載されていない品目の輸出に関しては、最終用途及びエンドユーザーに基づくキャッチオール規制に従う必要がある。

日本では、貨物及び技術（ソフトウェアを含む。）（以下、「品目」と総称する。）が輸出管理の対象とされ、それぞれ「輸出貿易管理令」及び「外国為替令」により規制されている（そのうち、規制対象技術とは、主に規制対象貨物の設計、製造又は使用に係る技術を指す。）。貨物の輸出、技術の移転、貨物のトランジット輸送及び貨物・技術に関する仲介活動は、輸出管理の対象となる。

「輸出貿易管理令」別表第一及び「外国為替令」別表には、それぞれ 15 種類¹の規制対象貨物・技術が掲載されており、経済産業省による「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」（以下、「省令」という。）には、係る 15 種類の規制対象貨物・技術の具体的な仕様等が明記されている。

「省令」所定の仕様等に適合し、かつ、「輸出貿易管理令」別表第一及び「外国為替令」別表に掲載される品目は、いかなる国・地域に輸出される際にも、経済産業省に対し輸出許可証を申請する必要がある（以下、「リスト規制」という。）。リスト規制が適用される品目は、基本的にワッセナー・アレンジメント及びその他の輸出管理に関する国際条約における規制品目の範囲と一致していることが特徴的である。

上記リスト規制メカニズムのほか、日本は、米国、イギリス等の 26 カ国²等規制対象国への輸出を除き、その他の凡そ全ての輸出品目に対し「キャッチオール規制」を講じており、即ち、輸出品目の最終用途又はエンドユーザーをチェックすることにより、輸出許可証を申請する必要性を確認するとのメカニズムになっている。具体的には、経済産業省による通知を受領し、又は、輸出者が輸出品目が大量破壊兵器又は通常兵器に関わる最終用途に用いられ、若しくは一部の特定のエンドユーザーに輸出される可能性があることを知る場合、係る品目が上記規制リストに掲載されていなくても、輸出許可証の申請が必要とされる可能性がある。

2. 輸出許可証の種類

輸出許可証の申請・許可メカニズムは、日本の輸出管理制度を支える柱とも言える。日本では、複数の種類の輸出許可証が設けられており、異なる輸出許可証は異なる規制品目の異なるシナリオにおける輸出活動に適用され、かつ、それぞれの申請の難易度も異なる。

日本の輸出許可は、基本的には個別許可と包括許可に分けられる。個別許可とは、取引ごとに発行される、有効期間が 6 ヶ月となる輸出許可を指す。包括許可とは、一旦発行されると、3 年の有効期間内に複数回の取引において使用できる輸出許可を指す。理論的には、全ての規制品目の輸出について個別許可を申請する必要があるものの、特定のシナリオにおいて、又は特定の要求が満たされた場合、輸出者は、包括許可を申請することができる。

¹ 15 種類には、1.兵器、2.原子力、3.化学兵器（生物化学兵器を含む。）、4.ミサイル、5.先端材料、6.材料加工、7.電子デバイス、8.電子計算機、9.通信機器、10.センサー、11.ナビ・航空電子関係の機器、12.船舶・海事関係の機器、13.推進システム、14.その他、15.機密品が含まれる。

² 26 カ国とは、大量破壊兵器の拡散が行われるおそれがないことが明白な国として大量破壊兵器等に関する条約に加盟し、輸出管理レジームに全て参加し、キャッチオール制度あるいはそれに類似する輸出管理制度の国内体制を整備し、実効的に運用している国を指す。中国は上記 26 ヶ国に含まれていない。

包括許可は、輸入国・地域及びシナリオによって異なる種類に分けられる。主な包括許可の相違点を以下のとおり整理する。

主な包括許可の種類	シナリオ及び要求
一般包括許可	- 上記 26 カ国への輸出のみに適用される。 - オンラインでの申請のみが認められる。 - 輸出者による輸出管理内部規程の整備が必要とされず、事前の実施状況調査も必要とされない。
特別一般包括許可	- 上記 26 カ国のみならず、その他の国への輸出にも適用される。 - 輸出者による輸出管理内部規程の整備が必要とされ、かつ、事前の実施状況調査も必要とされる。
特定包括許可	「継続的な取引関係」にある同一の顧客に対し、繰り返して特定の品目を輸出する場合に適用される。 - 輸出者による輸出管理内部規程の整備が必要とされ、かつ、事前の実施状況調査も必要とされる。 「継続的な取引関係」に該当しうるシナリオが多様である。例えば、「許可申請日前の 1 年以内のいずれかの月の初日を期間の初日とする 1 年間以内に、貨物の輸出に関して同一の輸入者への輸出について 6 回以上の輸出許可を取得し、又はその見込みがある場合」は、「継続的な取引関係」に該当する。
特定子会社包括許可	- 日本企業が過半数の持分を保有している子会社への特定の品目の輸出に適用される。 - 輸出者による輸出管理内部規程の整備が必要とされ、かつ、事前の実施状況調査も必要とされる。 「継続的な取引関係」の存在が必要とされない。

3. 取引に必要な許可証の類型を如何に判断するか。

輸出許可証を取得する難易度は、輸入国・地域の地域区分、取引される製品の品目の敏感さによるものである。日本は、上記二つの基準を踏まえ、異なるシナリオにおいて適用される異なる種類の輸出許可証を設けることにより、異なる管理上の要求に対応するメカニズムを構築した。

日本の輸出許可証メカニズムは、異なる規制対象品目が異なる国・地域に輸出される際に申請可能な輸出許可証の類型及び必要な申請書類に対し、異なる管理制度を規定している。日本は、輸出先の国・地域を 14 つの地域区分に分けており（国・地域が複数の区分に該当する可能性がある。）³、異なる地域区分に輸出される際に申請可能な輸出許可証の種類及び必要な申請書類等を詳しく規定している。

³ 14 つの地域区分：い地域①、い地域②、ろ地域、は地域①、は地域②、に地域①、に地域②、ほ地域、へ地域、と地域①、と地域②、と地域③、ち地域、り地域。

中国大陸、香港、マカオは、いずれも同時にろ地域、は地域②、に地域①、へ地域、と地域①、と地域②及びと地域③の国・地域に属するが、台湾は、ろ地域、に地域①、に地域②、へ地域、と地域①及びと地域②に属する。

そのため、規制対象品目の輸出にあたって、輸出者は、当該品目の規制リストに記載したコード、輸出先となる国・地域の地域区分、及び輸出取引の具体的なシナリオを踏まえ、包括許可の申請が可能か否かを判断する。包括許可の申請ができないと判断された場合、輸出者は当該一件の取引につき個別許可の申請をしなければならない。

また、輸出者は、異なる品目が異なる地域に輸出されるにあたっての必要書類に関する要求に従い、正確な申請書類を提出する必要がある。係る許可証メカニズムの下で、許可証を取得する難易度は、品目と地域区分との二つの側面から確認されうる。敏感品目でない品目を一部の敏感でない地域に輸出する場合、比較的に簡単な書類を提出し、簡易な許可証申請手続を適用することができる。

二、 今回の法改正の内容について

1. 規制リストに 23 種類の半導体製造装置及び相応の技術を追加

日本の現行法令上、今回新規に追加された先端半導体製造装置は、基本的にリスト規制の対象ではないため、原則として、係る装置の輸出について、輸出許可証が不要であり、特定の最終用途又はエンドユーザー等への輸出に関わる場合に限り、キャッチオール規制の原則に基づき輸出許可証の取得が必要になる可能性がある。但し、本意見募集案によれば、日本政府は、「省令」を改正し、その第六条の十七（「輸出貿易管理令」別表第一の七に定める「電子機器」のうちの半導体製造装置の関連条項に当該する。）に、洗浄装置 3 件、成膜装置 11 件、熱処理装置 1 件、露光装置 4 件、エッチング装置 3 件、検査装置 1 件（以下、「新規規制装置」と総称する。）、合計して 23 品目を追加する予定である。即ち、**新規規制装置の輸出をリスト規制の対象になり、新規規制装置が日本から輸出される際に、輸出許可証の申請が必要とされることになる。**新規規制装置の詳細については、下表を参照されたい。

番号	新規規制装置の概要
1.	ペリクル（極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したものに限る。）を製造するための装置
2.	ウェハの処理のためのステップアンドリピート方式又はステップアンドスキャン方式の露光装置であって、かつ、特定のパラメータ・性能を満たすもの
3.	極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に調合したレジストを塗布し、成膜し、加熱し、又は現像するために設計した装置
4.	ドライエッチング用に設計した装置であって、かつ、特定のパラメータ・性能を満たすもの
5.	ウェットエッチング用に設計した装置であって、かつ、特定のパラメータ・性能を満たすもの
6.	異方性エッチング用に設計した装置であって、かつ、特定のパラメータ・性能を満たすもの
7.	半導体製造装置のうち、成膜装置であって、かつ、10 項の特定のパラメータ・性能のいずれかを満たすもの
8.	真空状態又は不活性ガスの環境において金属の層を成膜するように設計した装置であって、かつ、特定のパラメータ・性能を満たすもの
9.	真空状態又は不活性ガスの環境において金属の層を成膜するように設計した装置であって、かつ、特定のパラメータ・性能（前項と異なる）を満たすもの

10.	特定のパラメータ・性能を満たし、有機金属化合物を用いてルテニウムの層を成膜するように設計した装置
11.	特定のパラメータ・性能を満たす空間的原子層堆積装置
12.	特定の温度で成膜する装置又は特定の方法で成膜する装置であって、かつ、特定のパラメータ・性能を満たすもの
13.	マスク（極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したものに限る。）に使用するための特定の方法により成膜するように設計した装置
14.	シリコン（炭素を添加したものを含む。）又はシリコンゲルマニウム（炭素を添加したものを含む。）のエピタキシャル成長用に設計した装置であって、かつ、特定のパラメータ・性能を満たすもの
15.	カーボンハードマスクをプラズマにより成膜するように設計した装置
16.	特定の方法によりタンゲステンの膜を成膜するように設計した装置
17.	特定の方法により特定の低誘電層を空隙が生じないようにプラズマを用いて成膜するように設計した装置
18.	特定の真空状態において稼働するアニール装置であって、かつ、特定のパラメータ・性能を満たすもの
19.	特定の真空状態において、高分子残さ及び銅酸化膜を除去し、かつ、銅の成膜を可能にするように設計した装置
20.	複数のチャンバー又はステーションを有する装置であって、ドライプロセスにより表面の酸化物を除去する前処理を行うように設計したもの又はドライプロセスにより表面の汚染物を除去するように設計したもの
21.	ウェハの表面改質の後に乾燥を行う工程を有する枚葉式のウェット洗浄装置
22.	極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用のマスクブランク又は当該装置用のパターン付きのマスクを検査するように設計した装置
23.	ペリクルであって、極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したもの

また、本意見募集案は、一部の新規規制装置に関連する技術を規制対象技術として、「省令」第十九条の二に定める輸出制限技術（新規規制装置に合わせて「**新規規制品目**」と総称する。）に追加する。

2. **新規規制品目の中国への輸出に関する、より厳格な許可証申請プロセスの適用**

「省令」に対する改正のほか、経済産業省は、一部の付属文書の改正に関する意見募集案を同時に公布した。これらの付属文書には、①新規規制品目に関する一部の専門用語を解釈するもの、②新規規制品目が異なる地域区分に輸出される際に申請可能な許可証の種類を細分化するもの、及び③新規規制品目が異なる地域区分に輸出される際に必要な申請書類に関する要求を細分化するものが含まれる。

本意見募集案によれば、米国、韓国、台湾等の 42 カ国・地域⁴に新規規制装置を輸出する場合、一般包括許可又は特別一般包括許可を取得することができ、より簡易な輸出許可書の申請手続を適用すること

⁴ ワッセナー・アレンジメントの参加メンバー国のうちロシアは除いたうえで、シンガポールと台湾を加えた 42 カ国・地域であり、中国大陸、香港及びマカオは当該 42 カ国・地域に含まれていない。

ができる。また、新規規制装置の「使用」に関わる技術を上記 42 カ国・地域に輸出する場合も、一般包括許可又は特別一般包括許可を取得することができる。一方で、輸出者が新規規制装置の「設計・製造」に関わる技術を輸出する場合、輸入国・地域を問わず、特定包括許可、特定子会社包括許可又は個別許可のみを取得することができる。

但し、中国大陸・香港・マカオは、上記 42 カ国・地域に該当しないため、日本から新規規制品目を中国大陸、香港及びマカオに輸出する場合、一般包括許可又は特別一般包括許可を取得することができず、同一の顧客への輸出に適用される特定包括許可、及び日本企業の子会社向けの特定子会社包括許可、又は取引ごとに申請する必要のある個別許可のみを取得することができる。かつ、それらの許可を申請する際に、提出書類は比較的複雑であり、例えば、エンドユーザーの存在及びその業務内容を証明する書類、並びにエンドユーザーの承諾に関する書類等の提出が必要とされる。

三、 日本企業への影響について

今回の法改正では、パラメータ及び性能との基準から 23 品目の新規規制品目が選定され、係る新規規制品目の全ての国・地域への輸出について、輸出許可証の取得が求められる。また、日本の技術者による技術に関する交流、設備支援等についても輸出許可証の取得が求められる可能性がある。本意見募集案の内容のままで正式法令として施行される場合、輸出許可証の申請手続がより複雑になり、日本企業による中国への輸出も影響される。

一方、日本企業、特に中国に進出している企業は、日本の法改正への対応に加え、中国による対抗措置にも注意を払う必要がある。2023 年 4 月 2 日に開催された中国の秦剛外相と日本の林芳正外相との会談において、秦剛外相は、「米国はかつて、いじめのような手段で日本の半導体産業に対し残酷な封鎖を加えたが、今は中国に対して同じ手口を繰り返している」と指摘したうえ、「自らが望まないことを人に行ってはならない」、と米国の動きに反発した⁵。また、中国外交部の毛寧報道官は 2023 年 4 月 3 日の定例記者会見において、中国が日本の法改正に対して強い不満と厳正な懸念を持つ立場にあることを明言し、日本の輸出管理措置の影響を評価し、日本が人為的に半導体業界における通常の協力関係に制限を加え、中国の利益を著しく損なった場合、中国は断固として対処するとの姿勢を示した⁶。

そのため、今回の法改正により中国の半導体産業が実質的な打撃を受ける場合、中国政府は、中国企業の権益を保護するために、反外国制裁法その他の法令に基づき、対抗措置を講じる可能性が完全には否定できないと思われる。

1. 制裁関連法令に基づく対抗措置

近年、中国では、制裁に関する立法が相次いでいる。「信頼できないエンティティリスト規定」、「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則」、「反外国制裁法」は、それぞれ 2020 年 9 月 19 日、2021 年 1 月 9 日、2021 年 6 月 10 日に公布され、係る法令の施行により、異なる側面から対抗措置の適用対象、具体的な内容等を規定する制裁法制度が構築された。今回の法改正が現在の内容で定着すれば、日本企業が改正法に従い中国への関連品目の輸出を中止した場合、法律上、中国政府が当該日本企業に対し対抗措置を講じることが可能である。今回の法改正を踏まえ、講じられる可能性が比較的高い対抗措置を以下のとおり整理する⁷。

⁵ https://www.fmprc.gov.cn/wjbzhd/202304/t20230402_11053192.shtml

⁶ https://www.mfa.gov.cn/fyrbt_673021/jzhs1_673025/202304/t20230403_11053644.shtml

⁷ 「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則」第 2 条によれば、同規則は、外国の法律及

対抗措置	シナリオ	具体的な措置
「信頼できないエンティティリスト規定」に基づき、中国政府が関連するエンティティを「信頼できないエンティティリスト」に掲載しうる	「 <u>信頼できないエンティティリスト規定</u> 」第二条、第七条： 中国のエンティティの利益にもたらした損害の深刻さ等を考慮し、 「 <u>正常な市場取引の原則に違反し、中国の企業その他の組織又は個人との正常な取引を中断し、並びに中国の企業その他の組織又は個人に対して差別的な措置をとった</u> 」外国の企業その他の組織又は個人を「信頼できないエンティティリスト」に掲載することができる。	「 <u>信頼できないエンティティリスト規定</u> 」第十条： (一) 中国と関連する輸出入活動への従事の制限又は禁止。 (二) 中国における投資の制限又は禁止。 (三) 外国エンティティの関係者又は交通手段等の入国の制限又は禁止。 (四) 外国エンティティの関係者の中国における就労許可、滞在又は在留資格の制限又は取り消し。 (五) 情状の軽重に基づく相応の金額の過料。 (六) その他必要な措置。
「反外国制裁法」に基づき、中国政府が関連エンティティに対抗措置を講じうる	「反外国制裁法」第十五条、第四条、第五条： <u>外国組織又は個人が中国の発展上の利益に危害を及ぼす行為を実施し、又はこれに協力し、支持する場合</u> 、同法の関連規定を参照し、当該組織、個人及びそれらの関連組織等に必要な対抗措置を講じる。	「反外国制裁法」第六条： (一) 査証の不発給、入国拒否、査証取消又は国外への追放。 (二) 中国国内の動産、不動産その他各種財産に対する差押え、押収、凍結。 (三) 中国国内の組織、個人との関連取引、提携等の活動の禁止又は制限。 (四) その他必要な措置。
「反外国制裁法」に基づき、中国企業が関連エンティティに損害賠償を要求しうる	「反外国制裁法」第十二条第一項： 如何なる組織及び個人も、外国国家が中国のエンティティに対して講じる差別的制限措置を執行し、又はその執行に協力してはならない。	「反外国制裁法」第十二条第二項： 中国のエンティティは、法により中国の裁判所に提訴し、 <u>外国国家が中国のエンティティに対して講じる差別的制限措置を執行し、又はその執行に協力する組織及び個人に対し、侵害の停止、損失の賠償を要求</u> することができる。

上記の両法令における主要な対抗措置は、外国エンティティと中国エンティティとの間の取引及び協力に対する制限、及び外国主体の関係者に対する中国への入国制限である。一方、①日本の半導体設備メーカーが長年にわたって中国企業と良好な協力関係を維持しており、今回の法改正により規制が強化される品目以外の分野においても緊密に連携していること、②本意見募集案の内容と目的からすれば、上記の両法令の主な適用対象である新疆、チベット、台湾、香港等に関わる中国の内政への干渉でないことに鑑み、かつ、③制裁に関する法執行の実態等を踏まえ、近い将来、中国政府は、本意見募集案に関して、

び措置が中国のエンティティと第三国のエンティティとの間の正常な経済貿易及び関連活動を不当に禁止又は制限するシナリオ（典型例としては、米国による二次制裁が中国の会社とSDNリストに掲載された会社との正常な取引に制限を加えるシナリオ）に適用されるため、本意見募集案は域外適用を目的としていないため、本意見募集案について、中国政府は同規則に基づき対抗措置を講じる可能性が比較的に低いと理解している。

上記両法令に基づき対抗措置を講じる可能性は比較的低いのではないかと推察される。

但し、とはいえ、制裁関連法令の立法と法執行について強い政治的な要素が含まれること、及び中国政府の関係者の発言によれば、今回の法改正に対し、中国政府は断固として対応する立場にあることに鑑み、今回の法改正が現在の内容で定着した場合、日本企業は、中国政府の姿勢、及び法執行の動向に引き続き注目する必要があるだろう。

2. その他の対抗措置

中国の法執行の実例からすれば、外国による輸出管理措置に対抗するため、中国政府はたとえ制裁関連法令に基づく対抗措置を講じなくても、独占禁止、税関、サイバーセキュリティ、データセキュリティその他の法令に基づき、外国企業及び中国にある関連企業に対し法的措置を講じる可能性があると思われる。

例えば、日本政府が意見募集案を公布した当日（2023年3月31日）、中国サイバーセキュリティ審査弁公室は、米国の大手メモリーチップメーカーであるマイクロン（Micron）社が中国で販売している製品を対象とするサイバーセキュリティ調査を開始すると発表した⁸。当該調査は、表面的には米国の輸出管理措置へのけん制とは無関係であるように見えるものの、米国が打ち出した半導体分野における輸出管理措置と密接に関連するとの見解もある。

また、直近の報道によれば、中国の主管機関は米国による対中輸出管理措置をけん制するため、インテル社によるイスラエルのウェーハメーカーである Tower Semiconductor 社に対する 52 億米ドルでの買収、及び米国の MaxLinear 社による台湾の世界最大の NAND フラッシュコントローラメーカーである Silicon Motion 社に対する 38 億米ドルでの買収等、米国企業による買収計画の承認を遅らせ、かつ、当該企業が他国で販売している製品の中国での提供を求めている⁹。

上記のことから、今回の法改正により、日本が対中輸出管理の強化への道を踏み出す場合、中国政府は、日本企業及び中国にある日系企業に対し、輸出管理に関する事項に対するコンプライアンス上の要求を高めることにとどまらず、輸出管理以外の他の分野におけるコンプライアンス上の要求を高める可能性もあるため、日本企業及び中国にある日系企業は、係る潜在的なリスクにも注意を払う必要がある。

四、 中国企業への影響について

日本の政府関係者は、今回の法改正が米国との協議の結果ではなく、特定の国を抑制するための行動でもなく、その目的は、先端技術が軍事目的に用いられることを阻止することにある、と強調した。一方、本意見募集案の内容からすれば、それがある程度米国の 1007 規則と同調するものと見られるため、係る内容が規定される改正法が施行される場合、中国企業による先端プロセスの製造が一定の影響を受けるようになると思われる。

一方、日本が先立って今回の法改正を行ったが、今後オランダの輸出管理法令の改正があるか否か、特にオランダ製の DUV 露光装置等の最先端の装置が輸出管理品目リストに追加されることにより、厳格な許可申請要求が適用されるような動きがあるか否かについて、業界の注目を浴びる。

⁸ http://www.cac.gov.cn/2023-03/31/c_1681904291361295.htm

⁹ <https://www.reuters.com/article/china-regulator-deals-idAFL4N3672TN>

五、 対応策について

今回の法改正に直面しながら、事業展開上のリスクを抑えるために、日本企業及びそれと取引している中国企業は、以下の対応策を検討する必要があると思われる。

1. 該非判定を行い、出荷及びサプライチェーンを調整すること

日中両国の企業は、本意見募集案を参照し、取り扱っている品目が新規規制品目に該当するか否かを確認し、かつ、輸出許可証等のコンプライアンス上の要求を満たしているか否かを検証することが考えられる。

また、輸出業務にも影響が出るため、日本企業は、影響されうる事業の範囲と影響の程度を評価し、改正法が施行される前に、中国にある子会社又は提携先に出荷すること等のリスク軽減策を講じることが考えられる。

さらに、必要な品目が規制リストに掲載されている場合、中国企業は業務上のリスクを低減するために、代替案（例えば、サプライヤーの切り替え等）を検討することが考えられる。

2. デューデリジェンス及びコンプライアンスマネジメントを徹底的に行うこと

該非判定により、中国に輸出される品目が輸出管理の対象品目に該当する場合、日本企業は、輸出許可証を取得する手続及び実務上の難易度を確認する必要がある。輸出許可証を取得するため、日本企業は、社内の輸出管理コンプライアンス体制をチェックするほか、中国企業に対し、輸出管理コンプライアンス体制の確立、デューデリジェンスの実施を含むコンプライアンス管理を行うように促し、かつ、中国にある子会社及び提携先に対し、許可申請に必要な最終用途・エンドユーザーに関する証明書類の用意を求める必要があると思われる。

また、中国企業は、日本の輸出管理制度を十分に理解したうえ、関連する制度上の要請に積極的に対応するとの認識の下で、輸出許可証の取得可能性を可能な限り高めるため、日本の取引先と協働してデューデリジェンス及びコンプライアンス体制の構築と実施を徹底的に行う必要があると思われる。

3. 日中両国の法制定と法執行の動向に注目すること

改正法が 2023 年 7 月に正式的に発効するとのスケジュールが立てられているところ、改正法草案に対する意見募集は 2023 年 4 月 29 日に終了する予定であり、このようなタイトな法改正のスケジュールから見れば、今後、本意見募集案の内容が大幅に修正される可能性が基本的に低く、現在の内容のままで正式法令になるかと推察される。

日本企業及び中国にある日系企業は、今後の正式法令の公布を見守りつつ、中国政府の動向（例えば、対抗措置を講じることはいないか）にも注目し、輸出管理法上のコンプライアンス管理の徹底化を図るとともに、各企業の実情を踏まえて、対応策を講じる必要があると考える。

以 上

中国方達法律事務所

1993年に設立された中国トップクラスの総合法律事務所の1つである。投資・買収、PE/VC、キャピタルマーケット、独禁法、個人情報とデータセキュリティ、コンプライアンス、知的財産権、紛争処理等中国・香港法全般のサービスを提供し、クライアントの幅広いニーズに迅速で的確に対応できる体制を整備している。

パートナー・日本業務チーム

中国弁護士 孫 海萍（ソン・カイヘイ）

電話：+86 21 2208 1073

メール：haiping.sun@fangdalaw.com

専門分野は、会社買収・合併、外商投資、知的財産、紛争解決、一般会社法務、特に日中間の投資案件、日系会社法務、制裁法・輸出管理法、商業賄賂防止、サイバーセキュリティ法・データセキュリティ法等の方面において豊富な経験を有する。

方達法律事務所に入所する前に、その前は有名な中国法律事務所と米国法律事務所の日本業務チーム、及び日本の四大法律事務所の中国業務チームにて勤務し、20年近くの実務経験を有する。



パートナー・コンプライアンス業務チーム

中国弁護士 趙 何璇（チョウ・カセン）

電話：+86 21 6263 5829

メール：derrick.zhao@fangdalaw.com

専門分野は、会社内部コンプライアンス、法執行対応、紛争解決、会社買収・合併、特に制裁法・輸出管理法、商業賄賂防止、サイバーセキュリティ法・データセキュリティ法等の方面において豊富な経験を有する。

方達法律事務所に入所する前に、大手国際投資銀行のアジア太平洋本部の汚職防止・金融犯罪防止部門、及び有名な中国法律事務所と国際法律事務所にて勤務し、10年以上の実務経験を有する。



中国「独占禁止法」改正による 外資系企業のコンプライアンス管理への影響

MIZUHO

金誠同達法律事務所（JT&N）
中国弁護士 張 国棟（チョウ・コクトウ）
Email: zhangguodong@jtn.com
TEL: 86-10-5706-8268

<要約>

- ・中国では昨年6月に「独占禁止法」が改正され、一連の制度ならびに規則の最適化および合理化を通じて独占禁止法上の違法行為に対する規制が大幅に強化された。
- ・今年3月の全人代では独占禁止の強化、関連執法体制の改革などが強調された。
- ・中国における独占行為に対する規制は、絶え間なく強化されていくものと考えられており、企業が直面する独占禁止法上のリスクも、次第に増加していく。
- ・本稿は、中国「独占禁止法」の改定内容と要点を踏まえた上で整理を行い、外資系企業にもたらされる影響などに対する分析を行う。

国家市場監督管理総局は2023年2月上旬、全国独占禁止業務会議を開催しました。同会議におきましては2022年の中国における独占禁止法の改正その他の立法と法執行の業績が振り返られたとともに、プラットフォーム経済に対する監督の常態化・強化、民生の分野における独占禁止法執行の重点的な推進、重点分野における企業結合審査の強化、知的財産権の分野における独占禁止に対する監督管理の深化などが2023年の執行上の重点任務として明確にされています。

また、今年3月の十四回全人代一次会議における政府業務報告書におきましては独占禁止および不正競争防止の強化、公平競争審査制度の全面的な実施、独占禁止執法体制の改革、資本の健全な発展の法による規範化および誘導、資本の無秩序な拡張の法による決然たる制御、デジタル経済の力強い発展、常態化された監督管理水準の向上、ならびにプラットフォーム経済発展の支持が強調されています。

中国当局の昨今の動向からみますと、今後も当局による独占行為に対する取締りが強化し続けられると思われます。

このような背景において、外資系企業としては、中国「独占禁止法」改正への対応や社内コンプライアンス管理体制の強化が、当面の急務となっています。本稿におきましては、中国「独占禁止法」の改定内容と要点を踏まえた上で整理を行い、外資系企業にもたらされる影響などに対する分析を行います。

一、「独占禁止法」改正の背景と経緯

中国の「独占禁止法」（以下「旧法」という。）は2007年8月30日に可決され、2008年8月1日から施行されています。当該法の実施以降、デジタル経済は急速に発展し、多くの新たなビジネスモデルと競争に対する制限の現象が発生しており、独占禁止規則に対する新たな挑戦がもたらされています。また、「旧法」における個別の制度の規定は比較的に原則的であり、既に現実の必要性に完全には適応することができなくなってきました。このような背景の下、中国全国人民代表大会は2021年以降、「独占禁止法」の改正業務を加速させています。

2022年6月24日に第十三回中国全国人民代表大会常務委員会の第三十五次会议におきましては「『独占禁止法』の改正に関する決定」が表決をもって可決されており、改正後の「独占禁止法」（以下「新法」という。）は2022年8月1日から既に施行されています。「新法」におきましては競争政策の基礎的な地位の強化、公平競争審査制度の確立および整備、「セーフハーバー」規則の推進、データおよびプラットフォームに対する特別な

規制ルール の 制定、違法主体の法的責任の強化、企業結合申告手続の完全化ならびに独占禁止法をめぐる公益訴訟メカニズムの確立が、提起されています。「新法」におきましては企業の違法行為の処罰が極めて大幅に引き上げられており、企業は更に大きなコンプライアンス上の試練に直面することとなります。

二、「独占禁止法」改正の要点と解析

1、公平競争審査制度の導入

中国の市場経済におきましては、計画経済からの脱却と長期的な構造転換を経て、市場経済国家における問題(すなわち経済的な独占の問題)が存在しているとともに、構造転換の過程にある国家に特有な問題(すなわち行政的な独占の問題)も存在しています。このため、「独占禁止法」におきましては経済的な独占を防止する必要があるだけでなく、行政的な独占も防止する必要があります。公平競争審査制度は中国における行政的な独占を源から規制するための一つの制度上の革新です。

國務院の2016年6月14日に公布した「市場体系構築の過程における公平競争審査制度の確立に関する意見」におきましては、公平競争審査制度の確立¹、これによる政府関連行為の規範化、競争を排除・制限する政策・措置の公布の防止ならびに全国的に統一的な市場および公平な競争を妨害する規定・行為の段階的な整理および廃止が、要求されています。

「新法」²におきましては、公平競争審査制度が法律の等級に昇格されており、これにより公平競争審査制度の有すべき役割の発揮に更に利するものとなっています。公平競争審査制度には企業との直接の関係性が一見ないようにも見えますが、実際のところは極めて緊密な関連性があります。これはなぜかと申しますと、公平競争審査制度におきましては企業が行政的な独占や政策上の独占に対応していく上での抜本的措置採択の効果を有する重要な根拠が提供されているからです。

2、違法行為の処罰強度の引上げ

「新法」におきましては関連の違法行為に対する制裁金の金額を大幅に引き上げて独占行為に対する「両罰制」が実施されており、すなわち、組織に対する処罰だけではなく、関連の責任者個人に対する処罰も規定されています(詳細につきましては、下記の対照表をご参照ください。)。また、信用失墜、懲戒、刑事責任追及などの更に多くの違法行為に対する処罰と責任追及の形式も増加されています。

¹ 公平競争審査とは、政府の立法や法執行活動における公平競争基準への違反の疑いのある政策・措置の規範化を目的とし、内部と外部が融合した専門的な評価を通じて事前審査等の方法をもって競争を排除・制限する政策・措置の公布を防止し、全国的に統一的な市場と公平な競争を妨害する現行の規定・行為を段階的に整理・廃止・完全化する審査をいいます。

² 「新法」第5条におきましては、国家による公平競争審査制度の確立および整備、ならびに「行政機関と法令の授権する公共事務管理の権限を有する組織は、市場主体の経済活動に係る規定を制定するときは、公平競争審査を行わなければならない。」という旨が、明確に規定されています。

「独占禁止法」違法行為に対する制裁金基準の新旧対比表

(通貨: 人民元)

類型	事由	旧法	新法
独 占 協 定	独占的協定の達成・実施完了(売上高あり)	1%～10%	1%～10%
	独占的協定の達成・実施完了(売上高なし)	未規定	500 万以下
	独占的協定の達成完了かつ未実施(売上高あり/なし)	50 万以下	300 万以下
	事業者団体による独占的協定達成の組織	50 万以下	300 万以下
	その他の主体による事業者の独占的協定達成の組織またはほう助(ハブアンドスポーク協定等)	未規定	上述の独占的協定の基準に準ずる処罰
	関連の個人の責任	未規定	100 万以下
市場支配的地位の濫用		1%～10%	1%～10%
違法な企業結合	競争排除・制限効果あり	50 万(いずれの事由も問わない。)	10%以下
	競争排除・制限効果なし		500 万以下
調 査 妨 害	組織(売上高あり)	一般的には 20 万以下。情状が深刻なときは 100 万以下	1%以下
	組織(売上高なし)		500 万以下
	個人	一般的には 2 万以下。情状が深刻なときは 10 万以下	50 万以下

※注: 制裁金の金額は前年度の売上高を基数とし、具体的な比率を乗算して確定します。

「新法」第 63 条におきましてはさらに、仮に関連の違法行為の「情状が特別に深刻で、影響が特別に悪劣であり、特別に深刻な結果がもたらされたとき」は、「新法」において既に引き上げられている制裁金の金額を基礎とし、二倍から五倍まで制裁金の金額をもって処罰を行うことができる、という旨が規定されています。同条の厳格性の程度は過去に類を見ないほどになっていることから、事業者としましては、今後の「独占禁止法」における違法性のリスクには、特に細心の注意を払っておく必要があります。

行政処罰のほか、「新法」におきましては刑事責任の導入のためにも伏線が張られています。「新法」第 67 条におきましては各種の違法行為を対象とし、民事および行政上の責任を基礎として「本法の規定に違反し、犯罪を構成したときは、法により刑事責任を追及する。」という旨が規定されており、この点からも今回の改正を通して立法機関による独占行為に対する取締りの段階的な強化の姿勢が体现されていると言えます。

特に注意していただきたいのは、「新法」第 60 条におきましては独占行為が公益訴訟の範囲に組み込まれており、司法手続を通じた独占禁止業務に対する強化の考え方が体现されています。企業としましては、仮に関連の商業上の手配が独占行為を構成した場合には、民事訴訟のリスクの面において取引の相手方または消費者が提起する民事訴訟だけではなく、さらには検察機関が提起する公益訴訟のリスクの面においても巨額の損害賠償問題に直面する可能性がある、という点には留意しておかなければなりません。

3、「セーフハーバー」制度の明確な確立

「セーフハーバー」制度につき、従前の国務院独占禁止委員会の「自動車業に関する独占禁止ガイドライン」と「知的財産権の分野に関する独占禁止ガイドライン」におきましては同制度が既に規定されており³、「新法」第 18 条におきましては上位法の欠陥が充てんされています。

2021 年 11 月に全国人民代表大会常務委員会が公布した「独占禁止法(改正草案)」(以下「改正草案」という。)における「セーフハーバー」の水平的協定および垂直的協定への統一的な適用とは異なり、「新法」における「セーフハーバー」制度はただ垂直的協定のみに適用されています。

また、「新法」第 18 条から見てみますと、「セーフハーバー」制度を活用する予定の企業としましては、「セーフハーバー」制度を正確に理解し、市場の画定や市場シェアなどに対する正確な把握、「競争排除・制限効果の不存在」の証明を行っておく必要があります。仮に市場の画定を誤り、または市場シェアの計算を誤っているにもかかわらず、「セーフハーバー」制度を盲目的に適用してしまった場合には、違法行為と認定される可能性が高まります。

4、ハブアンドスポーク協定に対する規制の規定

独占的協定の認定につきまして、「新法」におきましては単純な水平的協定または垂直的協定という硬直化した二分法が見直されていて、ハブアンドスポーク協定が「独占禁止法」の規制の範ちゅうに組み入れられています。

「新法」第 19 条におきましては「事業者は、その他の事業者の独占的協定の達成を組織し、またはその他の事業者の独占的協定の達成のために実質的なほう助を提供してはならない。」という旨が規定されています。現実におきまして、非常に多くの協定には実際のところ、いずれも一の仲介役を果たす組織者と維持者がおり、これらの者が各種の手段を利用して協定の達成と維持をほう助しています。このような状況の下では、非常に多くの協定は実際にはいずれもいわゆる「ハブアンドスポーク型カルテル」(hub-and-spoke collusion)に当たります⁴。

³ 「知的財産権の分野に関する独占禁止ガイドライン」におきましては、競争関係を有する事業者の関連市場における市場シェアの合計が 20%を超過していないとき、事業者と取引の相手方の知的財産権にかかわる協定の影響を受けるいずれかの関連市場における市場シェアがいずれも 30%を超過していないとき、および関連市場において協定における各当事者の支配する技術のほかに合理的なコストをもって入手することのできるその他の事業者の独立的に支配している代替関係を有する技術が四または四以上存在しているときは、「セーフハーバー」の範囲内に画定されるものと示されています。「自動車業界に関する独占禁止ガイドライン」におきましては、関連市場において 30%以下の市場シェアを占める事業者は顕著な市場力を有していないものと推定される可能性がある、という旨が規定されています。

⁴ 「旧法」には、事業者の「ハブアンドスポーク型」の方法を通じた独占的協定の達成に関する規定は含まれてい

実務上は、一般的に取引において「ハブ」となる(多くのディーラーに接する)メーカー、(多くの小売業者に接する)卸売業者、および(多くのプラットフォーム内の事業者に接する)プラットフォーム企業は、日常的な取引における機微情報の交換、ルートの管理などに起因してもたらされるおそれのあるハブアンドスポーク協定のリスクには、特に警戒しておく必要があります。企業は必ず自社と水平的および非水平的な関係性を有する事業者(例えば川上・川下企業、相隣関係を有する企業など)との競争の状況、ビジネスモデルおよび提携方法の潜在的なリスクポイントを全面的に評価しなければなりません。

5、企業結合審査制度の完全化

「新法」第 32 条におきましては、企業結合審査期限の「審査期間中断(stop the clock)」制度が導入されており、事業者の規定のとおり文書・資料提出の不履行に起因した審査業務の執行不能化や、企業結合審査に対して重大な影響を有する新たな状況・事実の未確認に起因した審査業務の執行不能化などの状況が発生したときは、独占禁止法執行機構は企業結合審査期限の計算の中断を決定することができる、という旨が規定されています。

実際のところ、欧州連合、韓国などの司法管轄区域におきましても類似の「審査期間中断」制度が設けられています。「審査期間中断」制度の導入により、従来の難解な案件(特に制限的な条件の付された案件の審査期限の不足により引き起こされる反復的な撤回と再申告の問題)が有効に解決されることとなります。しかし、「審査期間中断」制度の導入により、事業者の取引の日程や期間の手配と管理には、更に大きな挑戦がもたらされることから、事業者は様々なシナリオを想定して審査期間の長期化等を念頭に置いた上で十分な期間をあらかじめ確保しておき、申告に向けた十分な準備を遂行しておく必要があります。

このほか、「新法」第 37 条におきましては、「国务院独占禁止法執行機構は、企業結合の分類・分級審査制度を整備し、国家の経済や人民の生活等にかかわる重要な分野における企業結合に対する審査を法により強化し、審査の質と効率を向上させなければならない」という旨が規定されています。この規定によって従前の企業結合がいずれも統一的に国家市場監督管理局によって審査されていた局面が見直されており、「分類分級」審査制度の実施に伴って今後は地方の法執行機構も企業結合審査における更に大きな役割を担うこととなります⁵。

「改正草案」において明確に規定されていた「民生、金融、科学技術、メディアなどの分野の強化」という企業結合審査上の重点対象の具体的な例示とは異なり、「新法」におきましてはただ「国家の経済や人民の生活等にかかわる重要な分野における企業結合に対する審査を法により強化する」という旨のみの強調にとどまっていますが、しかし、かつて「改正草案」において指名されていた「民生、金融、科学技術、メディア」などの分野は依然として企業結合審査の「重点分野」となる可能性が高いこととなります。これらの分野における企業は更に厳格な審査要求に直面する可能性があることから、事前に準備を遂行しておかなければなりません。

ませんでした。しかし、従前の数社の自動車新車メーカーがディーラーを組織して自動車と部品の価格を統一していた案件におきましては、ハブアンドスポーク協定の特徴が既に発生していました。関連の案件におきましては、ハブとなっていた自動車新車メーカー、およびディーラーが、垂直的価格制限と水平的協定の実施によりそれぞれ処罰を受けています。

⁵ 国家市場監督管理総局は 2022 年 7 月 15 日に「一部の企業結合案件独占禁止審査の委託展開の試行に関する公告」を公布し、2022 年 8 月 1 日から一部の企業結合簡易手続の適用を受ける案件に対する独占禁止審査業務展開の権限を北京市・上海市・広東省・重慶市・陝西省の市場監督管理局に委譲するよう試行しています。

6、デジタルプラットフォーム経済に対する規制の強化

デジタル経済の更なる発展に伴い、世界的な範囲においてデジタルプラットフォームの独占に関する問題が発生しています。「新法」第9条におきましては、事業者はデータ、アルゴリズム、技術、資本の優勢、プラットフォーム規則などを利用して本法の禁止する独占行為に従事してはならない、という旨が明確にされています。第22条におきましては市場支配的地位を有する事業者を特に対象とし、データ、アルゴリズム、技術、プラットフォーム規則などを利用した市場支配的地位の濫用行為に従事してはならない、という旨が強調されています。

中国におけるインターネット企業に対する独占禁止法執行活動の強化は、2020年の11月から今日に至るまでの間、依然として大いに注目を集めています。この期間におきましては、国務院独占禁止委員会は「プラットフォーム経済の分野に関する独占禁止ガイドライン」を公布しており、法執行機構も法令の執行を相応に強化しています。「新法」の規定もその延長線上にあると捉えています。

今年の3月の十四回全人代一次会議における政府業務報告書中におきましても「デジタル経済の力強い発展、常態化された監督管理水準の向上、プラットフォーム経済発展の支持」という旨が再び強調されています。これも当局によるインターネット分野に対する規制態勢の不変性が体现されています。

三、外資系企業へ影響の分析、および企業による対応

「新法」におきましてはデジタル化時代の要求に応じた制度と条項が追加されているだけではなく、独占行為が更に嚴重に取り締まられており、違法行為のコストが顕著に引き上げられています。特に、中国政府が「独占禁止の強化」と「常態化された監督管理水準の向上」を強調している現状におきましては、政府の独占行為に対する取締りの姿勢が軟化することはないものと予想することができ、仮に独禁法への違法行為が発生した場合には、企業、ひいては企業の高級管理職員個人までもが、相応の違法性のリスクにいずれも直面する可能性があります。

企業結合申告を例に挙げて説明しますと、「新法」の実施後におきましては、企業が法令のとおり申告しなかった場合(ガンジャンピング)に直面する処罰は、従来の50万人民元から数千万人民元、ひいては数億人民元にまで大幅に引き上げられています。企業は取引の枠組みを適切に整理しなければならず、申告しなければならない案件につきましては、時宜を得て申告していただきますようお願いいたします。

総じて述べますと、中国における独占行為に対する規制は、絶え間なく強化されていくものと考えられています。このような傾向に伴い、企業が直面する独占禁止法上のリスクも、次第に増加していきます。莫大な制裁金のほか、独占禁止法上の行政調査、または第三者が提起する民事訴訟への対応のためには、往々にして大量の時間と経済コストが必要となります。日々の経営にかかわる独占禁止法上のリスクを最小化するためにも、独占禁止法上のコンプライアンス業務への特段の配慮およびその遂行、経営上または取引上存在しているおそれのある独占禁止法上の問題の洗い出し、コンプライアンス制度の確立、教育を通じたコンプライアンス意識の従業員への浸透、ならびに独占禁止法等の法令の遵守の徹底化にお取り組みいただきますよう各企業の皆様にはお勧めいたします。

最後に、中国の「独占禁止法」には域外適用条項も設けられており、中国国内における行為にとどまらず、中国国外における行為も規制の対象になり得ます。このため、日系企業その他の外資系企業の皆様としましては、中国の現地法人のみならず、中国国外に位置する本社の側におかれましても、日々の経営の過程における中国の独占禁止関連法令の遵守とその徹底化には、留意しておいていただかなければならないものと思われま

以 上

金誠同達法律事務所（JT&N）

1992年に創設された金誠同達法律事務所（JT&N）は現在では既に、中国国内において最大規模を誇る総合法律事務所の一つにまで成長を遂げている。金誠同達は、本部を北京に設置しているほか、多くの拠点を有している。提供する法律サービスは、企業法務、外商投資、M&A、知的財産権、独占禁止、税務、国際貿易、商事仲裁訴訟等の多岐の業界にわたっており、そのうちの多くの分野でトップクラスの能力を発揮している。

金誠同達の日本業務部門は長年にわたって日系企業を対象とする専門的かつ全面的なサービスを提供している。2021年には国際的な法律雑誌であるALBが主催する「年度日本業務海外法律事務所大賞」に三年連続でノミネートされ、2019年と2020年には当該大賞を連続で受賞している。

中国弁護士 張 国棟（チョウ・コクトウ）

中国政法大学国際経済法学部卒業、慶応義塾大学法学研究科修士修了。金誠同達マネジメントパートナー。北京弁護士協会競争と独占禁止と競争法律委員会副主任、中国人民大学法学部校外指導教官などを兼任。中国進出の全般法務、特に企業再編と撤退、訴訟仲裁、コンプラ対応の経験が豊富。競争法、サイバーセキュリティ法、医薬品と自動車の関連法も得意。



(ご参考) チャイナビジネス関連情報

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 レポート)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	23 年 3 月号(2023/3/6) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0161-XF-0105.pdf 23 年 4 月号(2023/4/10) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0162-XF-0105.pdf 23 年 5 月号(本誌)
みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	習近平政権 3 期目の新政府が始動(2023/3/22) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2023/pdf/insight-as230322.pdf 低調が続く中国の輸出入(2023/3/23) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2023/pdf/express-as230323.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.120(2022/12/22) ウクライナ情勢等によるエネルギー安全保障への影響と脱炭素の動向 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2212-2301.pdf Vol.121(2023/3/23) 米中展望～米国のねじれ議会と習近平政権 3 期目を踏まえて～ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/index.html
みずほ中国ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 658 号(2023/4/7) 重点分野における省エネ標準の更新に関する通達 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0711-XF-0105.pdf 第 659 号(2023/4/13) 広東省の珠海・横琴とマカオの合作区における奨励類産業目録公表 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0712-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 132 号(2023/3/16) 景気回復局面で迎えた全人代 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0132-XF-0105.pdf 第 133 号(2023/4/19) 成長率は加速も消費者マインドはなお慎重 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0133-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2023/3/17) 23 年 2 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0078-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2023/4/19) 23 年 3 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0079-XF-0103.pdf

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン (西方路、王博)

E-mail : china.info@mizuho-bk.co.jp TEL : (日本) 03-5220-8734

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721. 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大楼8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大楼12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市秦淮区漢中路1号
南京国際金融中心16D
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大厦23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連経済技術開発区出張所

遼寧省大連市大連経済技術開発区
紅梅小区81号ビル古耕国際商務大厦22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田区金田路
皇崗商務中心1号樓30樓
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津国際金融中心大厦11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大厦17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大厦18階D、E室
TEL:86- 512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技术産業開發区
東南大道33号科創大厦701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮井公樓8階
TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15樓
TEL:852-2685-2000

● Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13樓
TEL:852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。